

あいちの教育ビジョン 2020

—第三次愛知県教育振興基本計画—

(案)

平成 28 年 2 月
愛知県・愛知県教育委員会

ごあいさつ

子どもたちは、社会の宝であり、私たちの未来です。

私たち大人は、子どもたちの限りない力を信じて、未来を託す子どもたちの個性と可能性を伸ばし、健やかに育ていく責務を負っています。

我が国は既に人口減少社会に入っており、今後少子化・高齢化が一層進むと予測されています。本県においても、他県と比べて若干の遅れはあるものの、人口減少社会へ突入していくことは避けられない状況となっています。このような見通しの中、本県が「ものづくり愛知」としての活力を維持し、持続的に発展していくために、今までにも増して教育の力が重要になってきています。

教育には、人格の完成を目指すという崇高な目的があります。その目的のために、地方公共団体の長は、地域の実情を踏まえた教育に責任を持つ必要があります。それは、教育の大きな目標や方針についてはその地方公共団体の長が示し、日常の教育活動については学校現場が担い、環境整備や学校支援等の教育行政については教育委員会が専門的見地から行う、という役割を互いに連携しながら果たすということです。

このような認識の下、このたび教育委員会と共に平成 32 年度までの教育振興基本計画を、「あいちの教育ビジョン 2020 第三次愛知県教育振興基本計画-」として策定しました。この中で、基本理念を「『自らを高めること』と『社会に役立つこと』を基本的視点とした『あいちの人間像』の実現」とし、その人間像を五つの観点から示しました。この基本理念と、「『あいちの人間像』を実現する五つの基本的な取組の方向」とを合わせて、「愛知の教育に関する『大綱』」としています。また、それを踏まえて、今後5年間で取り組むべき28の取組の柱と施策について記しています。

県として、本ビジョンをもとに「あいちの人間像」の実現に向けて全力を傾注してまいります。しかしながら、愛知の教育の推進のためには、市町村、家庭、地域、学校等との連携、協働が不可欠です。県民の皆様には、それぞれのお立場でお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本ビジョンの策定に当たり、第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議委員を始め、教育関係者や県民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対して、深く感謝を申し上げます。

平成 28 年 2 月



愛知県知事
大村秀章

目次

はじめに

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画期間.....	1

第1章 あいちの教育がめざす姿

1 基本理念.....	4
2 「あいちの人間像」への思い.....	5
3 「あいちの人間像」を実現する五つの基本的な取組の方向.....	10
（1）個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします.....	10
（2）人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます.....	11
（3）健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます.....	12
（4）未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します.....	13
（5）学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます.....	14
4 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点.....	15
（1）生きる力を育む家庭・地域・学校の取組の連携強化.....	15
（2）学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性の重視.....	17
（3）教育委員会・首長部局・関係機関相互の連携.....	18
（4）国籍・言葉・文化等の違いを越えた多様性の尊重.....	18
イメージ図.....	19

第2章 取組の柱と施策の展開

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします	
（1）個に応じたきめ細かな指導の充実.....	22
（2）多様な学びを保障する学校・仕組みづくり.....	26
（3）特別支援教育の充実.....	30
（4）外国語教育の推進.....	34
（5）理数教育の推進.....	38
（6）情報教育の充実.....	40
（7）日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実.....	42
（8）貧困状態にある子どもたちへの支援の充実.....	44

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます	
(9) 道徳教育の充実.....	46
(10) 人権教育の推進.....	48
(11) いじめ・不登校等への対応の充実.....	50
(12) 主権者教育の推進.....	54
3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます	
(13) 家庭教育・子育ての支援の充実.....	56
(14) 幼児教育の充実.....	58
(15) 健康教育・食育の推進.....	60
(16) 学校体育の充実.....	62
(17) 安全教育の推進.....	64
4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します	
(18) 社会人・職業人としての自立に向けたキャリア教育の推進.....	66
(19) グローバル化への対応の推進.....	70
(20) 環境教育・E S Dの推進.....	74
(21) 「オリンピック・パラリンピック教育」の推進.....	76
(22) 伝統文化・文化財の継承と新たな文化の創造.....	78
(23) 生涯学習・スポーツの推進.....	80
5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます	
(24) 教員の養成・採用・研修の改善.....	82
(25) 開かれた学校づくりと多忙化解消への支援.....	84
(26) 学校施設・設備の充実.....	88
(27) 大学等高等教育の振興.....	90
(28) 私立学校の振興.....	92

第3章 計画の推進

1 計画の推進に当たって.....	96
2 指標の設定.....	96
参考資料	
1 策定の経緯.....	98
(1) 第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議における審議.....	98
(2) 策定までの流れ.....	98
2 県政世論調査(概要).....	101
3 教育基本法.....	103

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 19 年 4 月に、教育の総合的な方向性を示す「あいちの教育に関するアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、「家庭・地域・学校の協働による教育」を推進してきました。その中で、小・中学校における県独自の少人数学級編制の実施や、魅力ある県立高等学校づくりとしての総合学科の設置拡大を始めとした様々な施策を実施するなど、成果を着実に上げてきました。

そして、平成 23 年 6 月には、アクションプランの基本理念と、家庭・地域・学校の協働による教育を推進するとの考え方を引き継ぎながら、「あいちの教育に関するアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定しました。その中で、「幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります」「発達段階に応じたキャリア教育を充実します」「学習意欲の向上を図り確かな学力を育成します」「豊かな人生を送るための生涯学習を充実します」の四つの重点目標を定めて、その基盤となる「魅力ある教育環境づくり」とあわせて施策を実施し、あいちの教育を一層推進してきました。

この間、グローバル化や技術革新が加速度的に進展し、子どもたちを取り巻く社会も、いまだかつてないほどのスピードで変化してきました。この変化は、今後も一層進むことが予想されており、一人一人が多様な個性や能力を伸ばすとともに、個人や社会の多様性を尊重してそれぞれの強みを生かし、新たな価値を創造する社会を目指していく必要があります。

このような背景を念頭に、アクションプランの基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力などを踏まえて、本県が今後取り組んでいく新たな計画を策定することにしました。

2 計画の性格

本ビジョンを、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるとともに、本ビジョンにおける「基本理念」と「『あいちの人間像』を実現する五つの基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「大綱」として位置付けます。

3 計画期間

平成 28 年度(2016 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 5 年間

第1章 あいちの教育がめざす姿

- 1 基本理念
- 2 「あいちの人間像」への思い
- 3 「あいちの人間像」を実現する五つの基本的な取組の方向
- 4 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点

1 基本理念

これまで、アクションプラン ・ に掲げてきた「基本理念」を、本ビジョンでも継承します。

「基本理念」のうち、めざす「あいちの人間像」については、グローバル化や技術革新が急激に進み、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる「知識基盤社会」¹ となってきたことなどを踏まえ、内容を見直しました。この人間像は、家庭教育・学校教育にとどまらず、生涯学習社会において、あいちに生きる人間の理想とする姿を、五つの観点から捉えたものです。

基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

めざす「あいちの人間像」

【共に生きる】

自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間

【自分を生かす】

互いに切磋琢磨^{せつさたくま}し、自らの力を社会に生かすことのできる人間

【学び続ける】

生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間

【あいちを創る】

あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間

【世界にはばたく】

次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

2 「あいちの人間像」への思い

【共に生きる】

自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間

国籍の違い、言葉の違い、文化や生活習慣の違い、障害の有無、性別等に左右されることなく、一人の人間として多様な存在を尊重し、共に生きようとする心を持った人間

新たな命の誕生は、世界にただ一つ、無限の可能性の誕生です。一人一人の命は、かけがえのないものであり、自分の命はもちろん、自分以外の人の命も尊いものです。

「自他の命を大切にする」。当たり前のことではありますが、具体的に何をすれば、あるいは、何をしなければ「命を大切にする」ことになるのでしょうか。

子どもたちは、幼い頃から生き物に関わる多くの生活体験の中で、一度失った命は二度と取り戻せないこと、命のあるものはいつか死を迎えることなどを知ります。しかし、最近では、自然体験の減少や家庭環境の変化などによって、命の大切さについて体験的に学ぶ機会が減っていると言われてしています。

人格形成の大切な時期を生きる子どもたちにとって、「自他の命を大切にする」ということの意味が具体的な行動としてイメージできるよう、家庭・地域・学校で保護者や地域の大人、教師が子どもたちと共に考え、語り合っしてほしいと願っています。そして、決して奪うことも奪われることもなく、命が厳然としてかけがえがなく尊いものであることを、子どもたちと共に確かめてほしいと願っています。

命はまた、人としての存在そのものでもあります。人には、それぞれに個性があります。自分の持ち味を生かして活躍できる、互いの存在を認め合える、そのような人間を目指していきたいと考えます。

「多様な人々の存在を尊重する」。ここには、国籍の違い、言葉の違い、文化や生活習慣の違い、障害の有無、性別等に左右されることなく、多様な人々の存在をそれぞれ一人の人間として、同じ大切な仲間として尊重し、共に生きようとする心を持った人間になってほしい、という願いをこめています。

1 知識基盤社会：平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。答申の中で、「21 世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる『知識基盤社会』(knowledge-based society)」の時代である」と述べられている。

また、「知識基盤社会」の特質として、以下のことを挙げている。

- (1) 知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。
- (2) 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- (3) 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要となる。
- (4) 性別や年齢を問わず参画することが促進される。 等

【自分を生かす】

互いに切磋琢磨^{せつさたくま}し、自らの力を社会に生かすことのできる人間

価値観が多様化する社会の中で、互いに磨き合って自分の持つ力を高めていき、その力をこれからの社会に生かしていくことのできる人間

グローバル化が進展する社会においては、今までの解決方法が通用しない問題、あるいは、今まで経験したことがない問題に突き当たることが多くなり、それらを協働的に解決しなければならない場面が増えると言われていています。しかし、多様な価値観がある中で解決方法を導くための議論は、ともすると互いの価値観のぶつかり合いとなってしまう、問題解決を難しくすることがあります。

多様な価値観が存在しているということは、言い換えれば、様々な発想のヒントがそこにあるということです。自分の考えに固執して互いに主張し合うのではなく、互いの価値観を認め合いながら、その状況において最も適切な解決方法を協働して探ることが大切となります。そして、考えの異なる他者と共に、問題の解決に向けて行動することが重要です。

学校教育においても、アクティブ・ラーニング² という学びの方法によって、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学んでいくことが求められています。これは、情報を他者と共有しながら議論する中で、互いの見方・考え方の共通点や相違点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら課題を解決していく学び方です。

このような学び方を通して高めた自分の力は、自分の未来を切り拓くと同時に、新しい社会をつくっていく力となるものです。子どもたちには、自分の人生の主人公として輝くために、価値観が多様化する社会の中で、互いに磨き合って自分の持つ力を高めてほしい、そして、その力をこれからの社会に生かしてほしいと願っています。

2 アクティブ・ラーニング：教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

【学び続ける】

生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間

新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増している社会の中で、自分のさらなる成長を信じて学び続けることができる人間

いつまでも健やかに生きることは、誰もが願うことです。その願いをかなえるためには、自ら体力を向上するために運動したり、健やかに生活するための習慣付けをしたりするなど、健やかな体と心を自ら培っていこうとする意識を高めていくことが必要です。そして、その基盤の上に社会生活が営まれ、未来を生き抜くための学び、自己実現³のための学びが展開されていきます。

今の社会は、「知識基盤社会」⁴と言われ、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会とされています。この社会においては、知識等は日々新しいものに更新されて、それまでのものはすぐに古くなってしまおうという特徴を持っています。そのため、年齢や性別等に関わらず、新しい知識や情報、技術を身に付けられるよう常に学び続け、自ら思考し判断することが大切となります。

また、学びには、生きがいという側面もあります。自分らしさを発揮し、自己実現を図っていくところに、人生の目的を見いだすことができます。一人一人が、自己実現の達成感を味わえるように、自らの学びを創造してほしいと願っています。

生涯にわたって学び続けること。「人間、死ぬまで勉強」という言葉がありますが、生涯学習社会に生きる人間として常に向上心を持ち、自分のさらなる成長を信じて学び続けることができる人間を理想としたいと考えます。

3 自己実現：アメリカ合衆国の心理学者・A・マズローによって理論化された「マズローの欲求段階説」の中で最も高次の欲求。この説では、人間は低次の欲求が満たされると次の欲求へ向かうとしている。マズローは、人間の欲求を低次のものから順に、「1 生理的欲求・2 安全の欲求・3 所属と愛の欲求・4 承認（尊重）の欲求・5 自己実現の欲求」と定義した。

4 知識基盤社会：P. 5 に掲載

【あいちを創る】

あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間

ものづくりに携わり発展させてきた人々の「創意工夫」「堅実さ」「まじめさ」「根気強さ」「緻密さ」などの精神を大切にし、次の時代に向けて新たな価値を生み出すことのできる人間

建造物や美術工芸品などの有形文化財、演劇・音楽・工芸技術などの無形文化財、風俗習慣・民俗芸能などの民俗文化財等、あいちに伝わる様々な文化の保存活用を図ることは、あいちに生きる人間としての役割の一つです。

また、個性豊かな歴史文化や食文化、今まさに創造されている美術、音楽、演劇などの芸術文化等、多様で魅力的な文化を発掘するとともに適切に保存・継承し、国内外に向けて発信していくのも、同じくあいちに生きる人間としての役割の一つと言えるでしょう。

そして、「ものづくりの精神」。あいちでは、織田信長の時代から職人が集い、技術を伝えてきました。その頃から現代まで、「ものづくり」の歴史が脈々と息づいています⁵。

あいちの「ものづくり」を発展させるためには、最先端の科学技術の活用、次代の技術革新に向かう研究が重要です。それと同時に、ものづくりに携わり発展させてきた人々の「創意工夫」「堅実さ」「まじめさ」「根気強さ」「緻密さ」などの精神も、併せて大切にしたいと考えます。

あいちの豊かな財産を継承し、そこから次の時代に向けて新たな価値あるものを生み出し発展させ、新たなあいちを創っていく。子どもたちが、そのような人間として育つことを願っています。

5 製造品出荷額等が昭和52年から37年連続第1位となり、平成25年の製造品出荷額等は、42兆18億円と、全国の14.4%を占めている。

産業としては、自動車産業だけでなく、航空宇宙産業、ロボット産業、繊維産業、陶磁器産業等、多くの製造業が集積している。

【世界にはばたく】

次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間

グローバル社会において、自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、これからのあいちや世界を担っていく気概と意欲を持って活動することができる人間

グローバル化が進展する現在、様々な領域・分野において、多様な価値観を踏まえて思考し、判断することが必要になってきています。また、加速度的に変化し続ける今の社会においては、互いの知識や経験を集め、多くの情報をもとに次に進むべき方向を考えていく必要があります。

このような状況の中、あいちの子どもたちの大学進学実績をみると、県内の大学に進学した割合は、全国で最も高くなっています⁶。また、高校卒業後に就職した子どもたちの大半は、県内で就職しています。この結果については、地元志向が強いという土地柄と、進学先や就職先が県内に多くあるという恵まれた環境にいることが理由として考えられますが、県内にとどまるにしても、グローバル化に対応する力が、これからますます必要な時代となっていきます。

これからは、あいちの子どもたちも、あいちの子どもたちだからこそ、世界の様々な事象に目を向け、自分の生活とのつながりを考え、行動することが必要です。そして、多様な人々と協働し、新たな未来を切り拓いていくことが求められます。

世界にはばたく。世界に通じる舞台が、若い世代の登場を待っています。子どもたちには、グローバル社会の中で、自身のアイデンティティを確かに持って、物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付けてほしい、そして、これからのあいちや世界を担っていく気概と意欲を持って、自分の理想を胸に飛躍してほしいと願っています。

6 平成27年3月に愛知県内の高等学校を卒業し大学へ進学した生徒数37,935人のうち、愛知県内の大学に入学した生徒数は27,310人で、その割合は72.0%となっている。この割合は、全国第1位である。全国平均は、42.5%となっている。

3 「あいちの人間像」を実現する五つの基本的な取組の方向

(1) 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

一人一人の能力・適性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるとともに、自己実現に向かって粘り強く努力しようとする思いを育みます。

子どもたち一人一人の違いに着目し、その個性や可能性を伸ばしていくことが教育の営みです。本県では、今までも小・中学校における少人数学級・少人数指導を通して、きめ細かな指導ができる体制づくりに取り組んできました。

高等学校においても、多様なニーズに対応できるように学科やコースを設置するとともに、地域や大学等との連携も取り入れ、将来の職業とのつながり、進学先の学問とのつながりを意識した指導を行っています。

個に応じたきめ細かな指導で大切になるのは、少人数で学習指導を行うということだけではなく、子どもたち一人一人の思いを大切にして指導を行うということです。学習の成果や自分の成長を実感できるように、また、課題解決に向けて諦めずに粘り強く努力していけるように、子どもたちに寄り添いながら、学習への意欲と自信を高めていくことが大切です。

最近では、障害のある子どもや日本語指導が必要な子ども、経済的に困難な状況にある子どもが増えてきており、個に応じた指導がより一層必要な状況となってきました。そのような子どもに目配りをして様子をつかみ、子どもたちが抱えている問題への支援を行うことが求められています。

このような現状を踏まえ、子どもたちが自分の個性や可能性を伸ばし、自信を持って自己実現に向かって進んでいけるよう、取組を進めていきます。

取組の柱

個に応じたきめ細かな指導の充実
多様な学びを保障する学校・仕組みづくり
特別支援教育の充実
外国語教育の推進
理数教育の推進
情報教育の充実
日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実
貧困状態にある子どもたちへの支援の充実

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

発達段階に応じて、命を大切にする心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の一員として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性を育みます。

情報通信技術が進展する中、子どもたちは学校でパソコンやタブレット等の ICT¹ を活用して学ぶとともに、日常生活においても、パソコンやスマートフォンなどを使って、様々な情報を収集したりコミュニケーションをとったりすることが増えてきています。その反面、SNS² を利用したネット上のいじめ、個人情報の漏えい・悪意ある拡散、犯罪被害、ネット依存症などの問題が生じてきており、社会全体で解決すべき課題となっています。

グローバル化の進展に伴い、様々な国の人々が日本を訪れるようになりました。特に、本県においては、産業の担い手として活躍する外国の人々が多く在住しており、その子どもたちの数も、とても多くなっています。また、保護者の国際結婚によって生まれた子どもや、外国で生まれたり幼児期を過ごしたりして日本に帰国した、いわゆる帰国児童生徒など、外国とつながる子どもたちも増え、子どもたちの社会も多様化してきています。

このように姿を変える社会にあっても、自分や他の人の命をかがえのないものとして大切にする心や、他の人の願いや痛みなどを思いやる心、自分の存在と同じように他者の存在を認め尊重する心などは、人が人として持つべき心として一層大切にしたい心であり、どの子どもにも持ってほしい、大きく育ててほしい心です。

子どもたちには、家庭や地域、学校で多くの人々と関わる様々な体験を通して、自分の在り方・生き方について考え、豊かな心を育ててほしいと願っています。そのためには、家庭はもとより、地域や学校も含んだ社会全体でその機会をつくり、連携して子どもたちを支援していくことが大切です。

このような考えの下、他の人を思いやり、多様な価値観や考え方、生活習慣等を持つ人々と手を携えて生きていける豊かな人間性を、子どもたちに育んでいきます。

取組の柱

道徳教育の充実

人権教育の推進

いじめ・不登校等への対応の充実

主権者教育の推進

1 ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。学校では、パソコンやタブレット等を導入し、子どもたちの情報活用能力の育成を図っている。

2 SNS: Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービス

(3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

家庭教育・幼児教育・学校教育を通して健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって安全で健康な生活を営むための基礎を培います。

子どもたちは、日頃の遊びの中で体力を身に付けていくものです。しかし、社会の変化に伴って、最近では、家の近くや公園で走り回る子どもたちの姿を見ることは少なくなりました。家に帰ってからの遊びといえばパソコンや携帯ゲームで、体を動かすのは体育の授業や昼休みだけ、という子どもが以前よりも増えています。一方、スポーツクラブなどに所属している子どもは日常的に運動しており、運動しない子どもとの体力の差が大きくなってきていると言われています。

食事に関して言えば、好きなものだけを食ったり、ファストフードばかりを食ったりすることで栄養が偏り、肥満や生活習慣病になる子どもが見られます。また、家族みんなで食べられず、一人ぼっちで食べる「孤食(こしょく)」、みんなで食べても一人一人食べるものが違う「個食(こしょく)」など、食生活を営む上で様々な問題が生じています。

睡眠に関して言えば、24時間昼夜を問わず動いている社会の中で、子どもたちがその悪影響を受けているという現実があります。午後9時を過ぎても大型店舗を保護者と共に歩いている幼児や小学生、夜遅く塾から帰る途中にコンビニエンスストアで飲食している中学生などを見かけることがあります。睡眠を犠牲にすることで体調を崩してしまう子どもたちが増えています。

このような現状を改善するためには、保護者が子どもたちの生活習慣に関心と責任を持って、望ましい生活習慣が身に付くように支援することが大切です。そのことが、子どもたちの健やかな体と心を育むことにつながります。生涯にわたって安全で健康な生活を営むための基礎は、家庭で幼い頃から培っていく必要があります。

子どもたちが、健やかな体と心を持ち、社会の中で安心して成長していくための知識や技能を身に付けて、未来をたくましく生きていけるよう、関係部局・関係機関と連携を図りながら、その役割を果たしていきます。

取組の柱

家庭教育・子育ての支援の充実
幼児教育の充実
健康教育・食育の推進
学校体育の充実
安全教育の推進

(4) 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

キャリア教育をはじめ、子どもたちが将来生きていくうえでの羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分自身をしっかりと持って未来のあいちを担っていく人材を育てます。

子どもたちは、学校教育を終えた後、実社会に出ていきます。そのとき必要となるのは、学んできた知識や体験の量だけではなく、それらを結び付けて生活の中に生かし、決まった答えのない問題を解決していける力です。そして、その力は、知識や経験などを総合する学びによって身に付けていくものです。

その学びの一つが、キャリア教育です。本県では今まで、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校それぞれの発達段階と実情とを踏まえたキャリア教育を推進してきました。その中で、職業や勤労について理解し、自分の生き方を考え、将来に向けての見通しを持つ子どもたちを育ててきました。今後も、産業界等との連携を深めながら、子どもたちが社会人・職業人として自立できるよう取組を進めていくことが大切です。

他にも、グローバル社会を生きるための学びや、持続可能な社会の在り方について考え実践するための学び等、知識や経験などを総合する取組を実践していく必要があります。

一方、本県に脈々と受け継がれてきた伝統と文化の担い手を育てることは、あいちの歴史と未来とを結ぶ大切な取組であるとともに、新たな文化を創造し発信できる人材を育てていくことでもあります。また、生涯にわたって学び続けられる機会、スポーツに親しむ機会を用意することは、子どもたちを含めた県民一人一人の人生を豊かにする取組であるとともに、あいちの未来を創造することにもつながっていきます。

あいちの未来を担う子どもたち。その子どもたちが大人になり、社会で活躍する10年後、20年後にも生かすことのできる資質・能力を、今、目の前にいる子どもたちが身に付けられるよう、未来への学びの舞台をつくっていきます。

取組の柱

社会人・職業人としての自立に向けたキャリア教育の推進
グローバル化への対応の推進
環境教育・ESDの推進
「オリンピック・パラリンピック教育」の推進
伝統文化・文化財の継承と新たな文化の創造
生涯学習・スポーツの推進

(5) 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

子どもたちが、学ぶ喜びと学ぶ意味を感じられるよう、教職員の資質向上、教職員が子どもたちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

大量退職・大量採用の時代が進み、多くの若い教職員が学校に入ってきています。そのような中、子どもたちにとって魅力のある学校をつくっていくためには、「わかる授業」を行うこと、子どもたちの心に寄り添った指導をすること、一人一人に目配りをしながら敏感に子どもたちの変化をつかむことなど、教職員としての資質を向上させていくことが最も大切です。

同時に、教職員自身がやりがいを持って教育活動に専念できる環境を整えることが重要です。

特に、教職員が子どもたちと向き合うことのできる時間や、授業準備、教材研究等に取り組む時間を確保することが必要です。そのことが、子どもたちの学習状況や人間関係などをより深く理解すること、子どもたちの力を伸ばす授業をつくることにつながり、ひいては子どもたちの成長につながっていきます。

あわせて、教育効果を上げるためのICT環境や教材、教具など、「わかる授業」づくりのための環境についても充実させていくことが必要です。

一方、現在の学校は、学習の内容や方法等をより充実させ、教育効果を十分に上げるために、地域や外部の人材の力を借りることが不可欠となっています。また、学校種間・学校設置者間の連携が必要な学びになってきています。その連携の仕組みをいかにつくっていくか、その仕組みによっていかに連携を強化していくかが今後の課題だと捉えています。

子どもたちが学ぶ喜びと学ぶ意味を感じられる、魅力のある学校にしていくために、市町村教育委員会や私立学校等、他の学校設置者とも協力をしながら、教育環境づくりとその支援に取り組んでいきます。

取組の柱

教員の養成・採用・研修の改善
開かれた学校づくりと多忙化解消への支援
学校施設・設備の充実
大学等高等教育の振興
私立学校の振興

4 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点

基本的な取組を推進するに当たっては、以下の四つの視点を重視して、より効果的・効率的に取り組んでいきます。

(1) 生きる力を育む家庭・地域・学校の取組の連携強化

家庭は、全ての教育の出発点として最も大切な場であり、家庭教育は、第一義的に保護者が責任を負うものです。家庭がその役割を果たせるように、地域や学校は家庭をサポートします。

子どもは、家庭教育の中で基本的な生活習慣や規範意識、人に対する信頼感、自己肯定感や自立心などを身に付けていきます。しかし、近年では、都市化や核家族化、少子高齢化、雇用環境の変化などにより、家庭そのものの有り様が変化してきています。

そのために、例えば、祖父母や近所の子育て経験者などから子育てを学ぶことが難しくなってきたり、子どもとの関わり方に自信が持てず、子育てに孤立感を感じる保護者もいます。また、仕事と子育ての両立の難しさや、家族内の問題のために、子どもと十分関われないという問題を生じるケースもあります。その結果、家庭が教育の場としての機能を思うように果たせないことがあります。

まずは、家庭教育の責任は、第一義的に保護者にあるという原則を改めて認識し、その考え方を共有することが必要です。その上で、保護者をサポートするために、それぞれの地域において、教育委員会が中心となって保護者が学んだり相談したりすることができる環境整備を進めていくことが重要です。

学校も、子どもに関する情報を発信したり、PTA活動などを通して研修を進めたりして、保護者が家庭教育について理解を深め、自信を持って我が子に向き合えるようにしていくことが必要です。そうすることにより、保護者が家庭教育の責任を果たす中で、子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感などを身に付けていくようにすることが大切です。

地域は、様々な立場や年代、考えの人々の集まりであり、子どもたちが多くの人々との関わりの中で、社会性を学ぶ大切な場です。地域がその役割を果たせるように、家庭や学校は地域との関わりを深めます。

以前、地域は、子どもたちを見守り、褒め、叱り、励ましながらその教育力を発揮し、家庭と共に子育てに関わるという役割を果たしてきました。その中で子どもたちは、自分の居場所を確かめ、役割を持ち、周りの大人たちに認められ、自己肯定感や自己有用感を育んできました。

しかし、近年では、都市化や核家族化、人口減少などのために地域のつながりが希薄化し、地域住民の中にも、知らない他人の子どものことには口を出さない、という意識を持つ人が増えてきたため、かつてのような教育力を発揮することが難しくなっています。

このような中、「地域の子どもたちは、地域で育てよう」という気運が出始めた地域では、住民が保護者や子どもたちと共に地域の伝統芸能やお祭りなどを復活させたり、地域の様々な行事を仕掛けたりして、住民同士のつながりを強めようと努力しています。

地域のきずなの復活は、地域の教育力の再生につながります。そして、そのことが、家庭教育を地域で支えることにつながります。元気なシニアが増えている今、その力を生かせる仕掛けを、行政が地域と協力しながらつくっていくことが必要です。また、学校も、地域で育つ子どもたちを見守ることができるように地域に足を運んだり、子どもたちが地域活動に参加できるような環境づくりを進めたりすることが大切です。

学校は、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の、いわゆる「生きる力」を育てる機能を持つ場です。これは、学校の不易の役割であり、どの時代にあっても変わりにくく大切にしていかなければならないものです。学校がその役割を果たせるように、家庭や地域は学校を応援します。

校長のリーダーシップの下、教職員は目の前の子どもたちが健やかに成長することを願い、日々努力しています。それに加え、近年の学校では、教育効果を上げるため、様々な立場、専門性、特技を持った人々の力を借りて教育活動を行っています。学校運営協議会や学校支援地域本部などの組織を立ち上げ、地域に開かれた学校づくりを進めているところもあります。

学校が、教職員の専門性に加えて、保護者を含む地域の人材や外部の人材の力を借りて、教育効果を上げたり学校づくりを進めたりする取組は、今後もますます増えていくことが予想され、特に小・中学校においては、学校と地域との連携が一層進むことが期待されています。

地域の人材が学校の教育活動を助け、学校に集まった地域の人が、学校を基点に地域づくりの核となる。学校も地域の資源として活用されて、子どもたちも地域の人が材として育つ。そのことによって、学校と地域との連携、協働が強化されていく。このような姿が、近い将来、多くの地域で見られることを期待しています。

そのために、保護者や地域は学校の応援団として協力し、学校は地域と共に発展する学校像を保護者や地域と共有していくことが大切です。また、地域の人がコーディネーター役として地域と学校とをつないでいく仕組みをつくる必要があります。

(2) 学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性の重視

幼稚園(保育所・幼保連携型認定こども園¹)、小学校、中学校、高等学校の学びは、それぞれの学校だけで完結するものではなく、学校種間の系統性を持って継続的に進めるべきものです。その考え方を踏まえて本県では、子どもの発達や教育課程等への理解を深め、教育効果を上げる一つの方策として、小・中学校間での教員人事異動を行っています。

多くの小・中学校では、日常的に様々な情報交換を行っており、中には、連携して行事や授業を行ったり、9年間を見通した教育課程を編成したりしているところもあります。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の重要性を踏まえ、幼稚園(保育所・幼保連携型認定こども園)と小学校との間の連携体制を今まで以上に重視して、連絡会や合同の行事などを行っているところもあります。

中・高校間での連携については、北設楽地区、新城地区で連携型中高一貫教育校が地域に根差し、ふるさとをリードする人材の育成に成果を上げています。また、中・高校間で情報交換をしたり、合同で行事を行ったりするなど、連携を意識した取組を行っている地域も増えてきています。

このように、学校種間の連携について、現在でも行われていることが多くありますが、今後はさらに、子どもの学びの連続性という観点から、市町村内や中学校区内を中心にどのように協働できるかを考え、そのための仕組みをつくっていくことが必要です。

一方、学校設置者別の観点で子どもたちを見ると、小・中学校については一部の国立・私立を除いて公立に通い、高等学校については約3分の1が私立に、残りが国立・公立に通っています。

幼稚園については約9割が私立に、残りが国立・公立に通っています。保育所については約7割が公立に、残りが私立に通っています。幼保連携型認定こども園については、ほぼ全てが私立に通っています(平成27年5月現在)。

1 幼保連携型認定こども園：認定こども園法の改正により、平成27年4月から「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として新たに創設されたもの

本県には、このような現状がありますが、「どの学校設置者の学校に通う子どもも、同じあいちの子ども」ということを基本的な認識として共有することが必要です。そして、それぞれの学校教育目標や建学の精神を踏まえつつ、国立・公立・私立という学校設置者の枠を越えて「あいちの人間像」の実現に向かっていくことが大切です。

(3) 教育委員会・首長部局・関係機関相互の連携

多様化・複雑化している学校の教育活動については、学校と教育委員会との連携だけでは対応が難しく、学校、教育委員会と多くの関係機関との連携が必要な場合が増えてきています。

例えば、キャリア教育では多くの事業所や地域の人材に力を借りていますし、日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導については、NPOの力を借りています。生徒指導上の諸問題や発達上の問題、児童虐待等に関しては、警察や児童相談所等の力を借りています。

また、自治体の内部でも、従来の行政組織の壁を越え、連携して取り組まなければならない場面が今まで以上に増えてきています。

これからは、教育委員会・首長部局、関係機関が連携を強化しながら学校を支えていくことが必要であり、教育委員会はその仕組みづくりや働きかけを行っていくことが大切です。

(4) 国籍・言葉・文化等の違いを越えた多様性の尊重

グローバル化や新しい在留管理制度の導入に伴い、本県では外国籍の子どもたちが多く住むようになってきました。また、外国籍の子どもたちだけでなく、保護者の国際結婚によって生まれた子どもや、外国で生まれたり幼少期を過ごしたりして日本に帰国した、いわゆる帰国児童生徒など、外国とつながる子どもたちも増えてきています。

一方、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱及び発達障害等のある子どもや、性同一性障害等のある子どもなど、多様な子どもたちの姿があります。

また、男女共同参画の推進や社会での女性の活躍促進等、固定的な役割分担によらず、男女の区別なくその能力を生かしていくことが求められています。

「学校は社会の縮図である」と言われますが、子どもたちが、様々な違いを認め合い多様な価値観を尊重できるように、また、性別によって活躍の場が固定化されたり人権侵害を受けたりすることなくその能力を開花できるように、教育活動を展開していく必要があります。

国籍、言葉、文化等の違いによって差別されない、それぞれの多様性が尊重される社会の実現に向けて、これからも全ての県民が努力していく必要があります。学校においても、どの子どもも自分らしく生きられるよう、子どもたちの多様性が尊重される教育の推進が求められます。

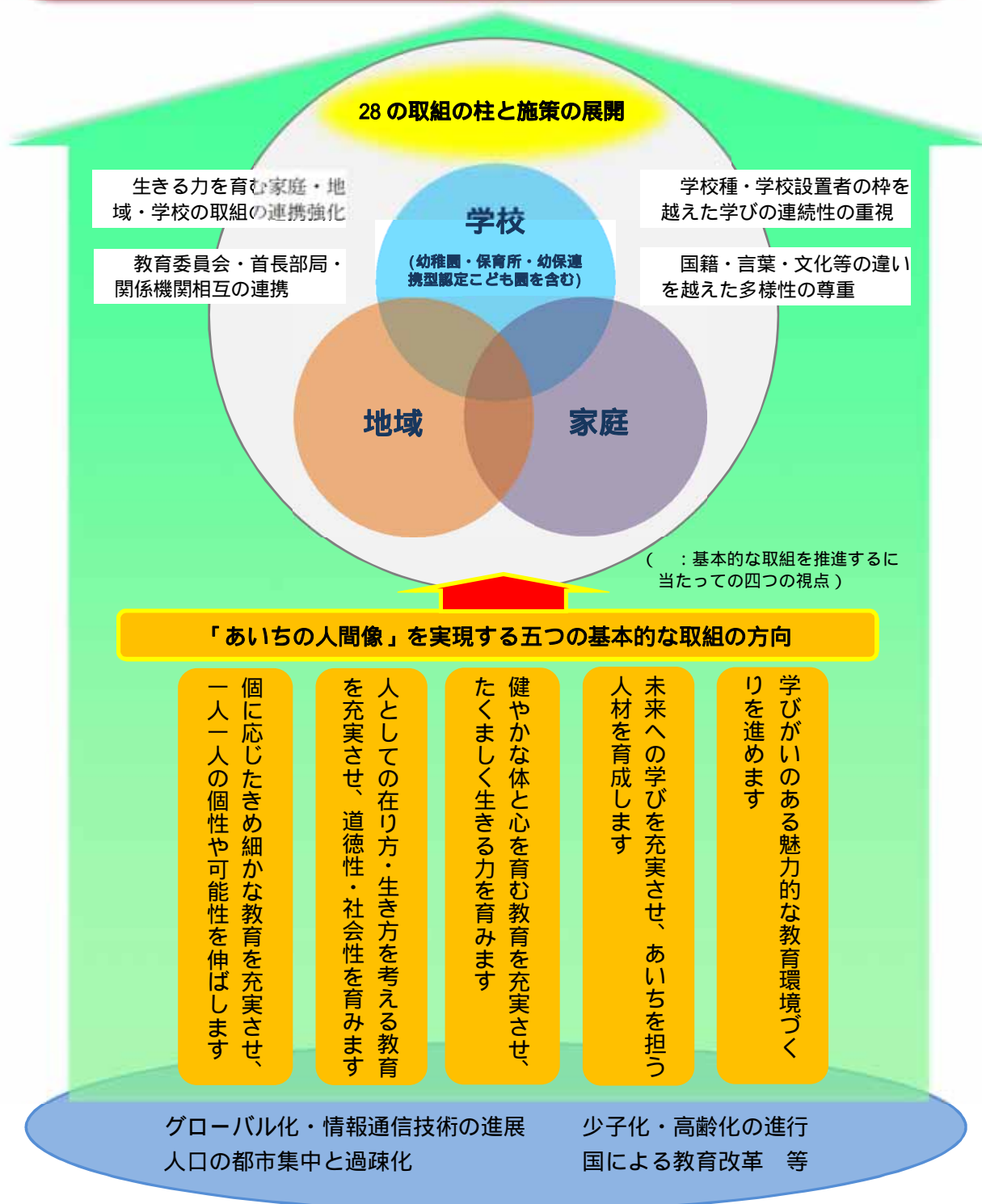
イメージ図

基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

めざす「あいちの人間像」

- 【共に生きる】自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる人間
- 【自分を生かす】互いに切磋琢磨し、自らの力を社会に生かすことのできる人間
- 【学び続ける】生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる人間
- 【あいちを創る】あいちの伝統と文化、「ものづくりの精神」を継承し、新たな価値を生み出すことのできる人間
- 【世界にはばたく】次代を展望し、世界に視野を広げ活動することのできる人間





思いを形に ~高等学校のろくろ実習・陶芸~



よーい、どん ~小学校の運動会~

第2章 取組の柱と施策の展開



授業で学ぶ子どもたち

(上段左から、高等学校あぜ塗り実習、高等学校ものづくり実習・木材加工
下段左から、小学校体育、中学校理科実験)

- 1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします
- 2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます
- 3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます
- 4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します
- 5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(1) 個に応じたきめ細かな指導の充実

「知識基盤社会」¹ となってきた今、子どもたちの学びにおいても、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力として、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解くだけでなく、自ら問題を発見し、主体的・協働的に解決を図っていく力を身に付けることが必要とされています。次期の学習指導要領² も、「何を知っているか、何ができるか」「知っていること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの資質・能力の育成を図る視点から検討されています。

この学校教育に関する大きな改革に対応し、個に応じたきめ細かな指導を充実するためには、少人数教育の充実に取り組み、子どもたち一人一人に目が届くよう教育環境を整備していく必要があります。また、ICT³ の活用、全国学力・学習状況調査の活用、基礎的・基本的な知識・技能を定着させる工夫などによる授業の改善を通して、「わかる授業」の実現に取り組む必要があります。さらに、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる『アクティブ・ラーニング』⁴）」を取り入れた教科等の学び、教科等を横断する学びを推進し、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成に取り組んでいくことが必要です。

施策体系

指導改善の推進

教育課程と授業の改善、教員研修の充実

少人数教育等学びの環境の整備

少人数教育の充実、外部人材の活用、家庭との連携、校外での学習の支援、ICT 環境の整備

1 知識基盤社会：P. 5に掲載

2 次期の学習指導要領：平成 28 年度中に中央教育審議会から改訂内容が文部科学大臣に答申される。小学校では平成 32 年度、中学校では平成 33 年度から全面实施、高等学校では平成 34 年度から年次進行により実施予定

3 ICT：P. 11に掲載

4 アクティブ・ラーニング：P. 6に掲載

施策の展開

指導改善の推進

学習指導要領の次期改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント⁵ やアクティブ・ラーニングの考え方を取り入れた教育課程の編成と授業改善に関する教員研修、情報提供を行います。また、各学校においても、研修や準備を進めます。

主体的な学びとなるように、各教科・科目等の単元や題材、授業の始めでは、児童生徒が授業で「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」等について見通しが持てるように働きかけ、児童生徒自身が学習の計画を立てるなどの工夫をします。また、単元や題材、授業の終わりでは、「自分の学びにどのような意味があるのか」「自分の生活にどのようにつながっていくのか」等についての振り返りを大切にさせ、学びを意味付けていく工夫をします。

常に児童生徒が見通しを持って学ぶために、授業の中では「課題把握・課題追究・まとめ」を意識した発問や指示等を工夫します。また、習得・活用・探究という学習プロセスの中で、課題を自ら発見し解決できる学びを目指します。

言語に関する能力の育成を図るため、授業の中では「記録する」「要約する」「論述する」「説明したり解釈したりする」「感じ取ったことを表現する」「分析・評価する」などの言語活動を重視した授業を行います。特に、小学校においては、「話す・聞く」「書く」「読む」ことを、各教科等の授業はもとより、教育活動全体の中で計画的・系統的に指導するとともに、家庭での日常生活と結び付くように工夫します。

指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツ⁶ を取り入れるなど、ICTを活用して「わかる授業」づくりに取り組みます。

全国学力・学習状況調査の分析結果や、指導改善のための方法を普及・啓発し、市町村教育委員会や小・中学校の取組を支援します。また、各学校においては、自校の全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、指導方法の改善に努めます。

アクティブ・ラーニングに関する研究成果を、愛知県高等学校教育課程研究協議会や研究発表会等を通して全県の高等学校に普及します。

5 カリキュラム・マネジメント：各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

6 デジタルコンテンツ：デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、又はそれらを組み合わせた情報の集合のこと。

少人数教育等学びの環境の整備

小学校1・2年、中学校1年における少人数学級や、チーム・ティーチング⁷ などによる少人数指導を推進するなど、少人数教育の充実を図ります。

特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用して学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備し、児童生徒の主体的・意欲的な学習を支援します。

児童生徒が減少する地域の小規模校において、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る教員の配置を継続するとともに、連携型の中高一貫教育を行う中学校において、連携教育の推進に必要な教員の配置を継続するなど、人口減少地域における教育の充実を図ります。

力量のある退職教員を活用し、若手教員の授業力向上を図ります。

基本的な生活習慣や学習習慣が定着するように、学校、家庭、地域の連携をさらに強めていきます。

放課後子ども教室⁸ や土曜学習の活動を補助し、地域の多様な人々が児童の学習を助ける取組を支援します。

豊かな言語生活を営めるように、一斉読書⁹ の実施や学校図書館の活用等により、本に親しむ機会を充実します。

県や地域の図書館、美術館、博物館等を活用し、体験的な学習や問題解決的な学習を行います。

課題探究活動や発表活動を取り入れた主体的な学習を行うため、全ての県立高等学校にプレゼンテーションルームを整備することを目指します。

外国語教育等を少人数教育で行っている私立高等学校を支援します。

情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。

実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。

7 チーム・ティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら学級あるいは小集団を指導する方式

8 放課後子ども教室：地域の様々な方の参画を得て、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動

9 一斉読書：例えば、1時間目が始まる前に、朝の読書として全員で読書に取り組む活動を行っている学校が多い。



グループで学び合う授業 ~中学校~



アクティブ・ラーニングで深まる授業 ~高等学校~



ICT を活用した授業 ~高等学校~

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(2) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり

児童生徒の学習に対する興味・関心や進路希望はますます多様化するとともに、不登校傾向や、経済的に恵まれない家庭環境にある児童生徒、日本語能力が十分身に付いていない外国につながる児童生徒などが増加しています。また、社会に出てから、学び直しを希望する人たちも少なからずおり、こうした多様な学習ニーズに対応できる学校づくりが一層重要になってきています。

本県では、平成27年3月に策定した「県立高等学校教育推進基本計画」(高等学校将来ビジョン)に基づき、生徒の多様なニーズを踏まえた様々なタイプの学校づくりを進めているところです。

特に生徒の主体的な選択による学習が可能な総合学科¹は、学ぶことの楽しさや達成感が得られるなどの成果があり、その拡充が求められています。また、教育課程に体験的・実践的な学習を行う専門科目等を取り入れた普通科コース²は、時代の変化を踏まえたさらなる見直しが求められています。さらに、自分のペースや興味・関心等に応じて学ぶことのできる昼間定時制課程等³へのニーズが高まっており、これらの拡充も必要です。

一方、国においては、不登校の児童生徒が学習の機会(場)の一つとしているフリースクール等の制度化について検討しており、学校以外の教育施設等との連携による児童生徒への学習支援が課題となっています。また、義務教育未修了者等の就学機会の確保に向けた施策の検討も進められています。

また、本県の私立学校には、主に不登校の児童生徒を対象とする中学校や高等学校を始め、児童生徒の多様な進路希望に応える専修学校や各種学校など様々な学校種があり、県民の多様な学びを保障する上で重要な役割を担っており、その振興が必要です。

施策体系

新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援

平成29年度入学者選抜から新制度導入、総合学科の設置、普通科コース制の見直し、昼間定時制の配置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー⁴の配置、中高一貫教育⁵、私立高等学校における生徒へのカウンセリング体制への支援

フリースクール等民間教育施設との連携、中学校夜間学級等学び直しの機会充実

適応指導教室⁶の効果的な活用やフリースクール⁷等との連携、中学校夜間学級の継続等、外国人の子どもの教育におけるNPO等との連携、中学校卒業後進路が決まらない若者への支援

施策の展開

新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援

平成29年度公立高等学校入学者選抜から新制度を導入します。

- ・ 三河学区について二つの群を一つにします。
- ・ これまで別日程で実施してきた推薦選抜を、一般選抜の日程に取り込むことで、入学者選抜全体の日程を短縮します。
- ・ 思考力・判断力・表現力等を測る問題をこれまで以上に設ける工夫をします。

県立高等学校の既存の総合学科への通学が容易でない地域を中心に、新たな総合学科の設置を検討します。

県立高等学校の普通科のコースについては、必要に応じて既設コースの改廃や新たなコースの設置を検討します。また、普通科において、体験的で主体的な活動を取り入れた科目、学び直しの科目、職業科目を学校独自に設置するなど教育課程の弾力化を進めます。

全県の県立高等学校の配置を考える中で、生徒が興味・関心に応じて科目を選択し、自分のペースに合わせて学習できる昼間定時制課程や全日制課程の単位制高校の設置を検討します。

-
- 1 総合学科：普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度から全国的に導入された学科
 - 2 普通科コース：普通科において体験的な専門科目を学ぶことができる科目を設定したコースを設けたもので、本県では平成14年度から導入
 - 3 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程。1日の内に、特定の時間帯で授業を行う課程を複数組み合わせる2部制、3部制の学校もある。
 - 4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー：前者は、児童生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談や教職員のコンサルテーションに中心的な役割を果たす臨床心理士等。後者は、児童生徒の最善の利益を保障するため、学校を基盤としてソーシャルワーク（社会福祉）の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う社会福祉士等
 - 5 中高一貫教育：3つの実施形態（中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校）がある。中等教育学校は、一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもので、新しい学校種として設けられたもの。併設型は、高等学校入学者選抜を行わずに同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、市町村立中学校と都道府県立高等学校など異なる設置者間でも実施可能な形態で、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するもの
 - 6 適応指導教室：不登校の小・中学生に対して、集団生活への適応や基礎学力の補充等のための相談・指導を行い、学校への復帰を支援する教室のことで、市町村が設置する。児童生徒は、小・中学校に在籍したままこの教室に通う。
 - 7 フリースクール：不登校や引きこもり等の児童生徒を対象とした、学校教育の枠にとらわれない民間の学びの場、居場所。理念や支援内容、施設等の形態は様々であり、それぞれが特色ある活動を行っている。

全国最多の外国人児童生徒の学びの場を広げるため、県立高等学校の外国人生徒等選抜の実施校の拡大を図るとともに、外国人生徒等の学習活動や学校生活への支援を行う外国人生徒教育支援員の配置拡充に努めます。

県立高等学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。

県立高等学校の通信制課程におけるスクーリング指導を円滑に実施するため、新たな指導方法の在り方と環境整備について検討するとともに、定時制との併設を含め、今後の通信制高校の在り方について研究します。

人口減少地域における連携型中高一貫教育の新たな実施について検討するとともに、中等教育学校や併設型中高一貫教育校についての研究を進めます。

県民が多様な教育を受ける機会を確保し、個々の能力や適性にふさわしい教育を受けることができるよう私立学校の振興を図ります。

生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。

フリースクール等民間教育施設との連携、中学校夜間学級等学び直しの機会充実

不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール等との連携を検討していきます。

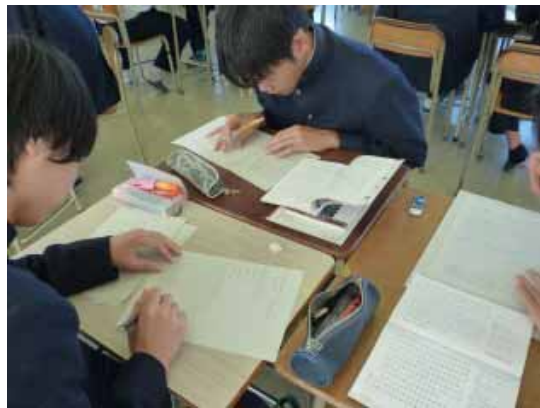
中学校夜間学級については、現在の事業を継続するとともに、地域のニーズを踏まえながら、本県における今後の方向性を検討していきます。

外国人の子どもの教育の機会を確保し、教育環境の充実を図るため、学校や NPO 等を対象とした情報共有や意見交換のための場をつくるなど、学校と NPO 等との連携を検討していきます。

進学や就職等進路が決まらないまま中学校を卒業する生徒がいる実態を踏まえ、無業者を生み出さない対策と無業者となった若者への支援策について、関係者が連携して検討していきます。



中高連携の事業（サマーセミナーでの五平餅作り） ~県立田口高等学校~



自分の学びを振り返る高校生

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(3) 特別支援教育の充実

小・中学校や高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもへの適切な支援と指導の在り方、特別支援学校の過大化による教室不足や長時間通学の問題、子どもの障害の重度・重複化や多様化への対応など、特別支援教育全般にわたる様々な課題があります。

こうした課題に対応していくため、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園、小・中学校及び高等学校における支援・指導体制の充実や、特別支援学校の教育環境の整備の推進により、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と指導を行っていくことが求められています。

また、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム¹を構築していくことが望まれています。

さらに、平成26年度末の県立特別支援学校高等部卒業生の一般企業等への就職率は、全体で36.7%となっており、全国平均の28.8%と比べると高い数値ですが、さらなる就職率の向上のためには、幅広い業種での職場の拡大等、就労支援の充実を図っていくことが重要です。

課題の中には、教育委員会や学校だけの努力では解決が難しいものがあります。医療・福祉・労働の各分野との連携や、地域の方々や企業、関係諸機関などの支援により、平成26年3月に策定した「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」に基づく取組を着実に推進していくことが必要です。

施策体系

① 一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実

校（園）内支援体制の充実、異なる学校種間の移行支援の充実、私立学校への支援の推進

特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善

新たな知的障害特別支援学校の設置、スクールバスの整備の推進

¹ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組み

インクルーシブ教育システムの構築

教員研修の充実、交流及び共同学習の推進、合理的配慮²に向けた教育環境の充実

関係機関と連携した就労支援

企業や関係機関との連携による就労支援策の検討、就労アドバイザー³の配置

施策の展開

一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実

校（園）内支援体制の確立に向けた取組を推進します。

- ・ 幼児児童生徒の個別の教育支援計画⁴及び個別の指導計画⁵の作成率を改善します。
- ・ 幼稚園や保育所等と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との間の幼児児童生徒の個別の教育支援計画の引継ぎ率を改善します。
- ・ 幼稚園や保育所等に対する県教育委員会主催の研修への参加を促進します。
- ・ 特別支援教育コーディネーター⁶等の教員の様々な役割に応じた研修を充実します。
- ・ 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ります。
- ・ 特別支援教育支援員の配置を推進します。

特別な支援を要する園児が就園する私立幼稚園（学校法人立幼保連携型認定こども園を含む。）の教育内容の充実を支援します。

市町村教育委員会へ「特別支援教育連携協議会」⁷の設置を働きかけ、「幼稚園・保育所等から就学」、「中学校から高等学校」への移行支援を行うネットワークづくりを推進します。

特別な支援を必要とする生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立中学校、高等学校を支援します。

2 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。なお、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

3 就労アドバイザー：知的障害特別支援学校高等部等の卒業生の就職率の向上のため、就職先・実習先の開拓や関係機関との連携体制の構築などを行う。平成27年度より愛知県立春日井高等特別支援学校、豊田高等特別支援学校に配置している。

4 個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成する計画

5 個別の指導計画：幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画

6 特別支援教育コーディネーター：校長より指名され、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員

7 特別支援教育連携協議会：教育、医療、福祉、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後までに生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを構築することを目的とした協議会

特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善

新たな知的障害特別支援学校の設置を推進します。

小・中学校や高等学校の余裕教室などを活用した分校、分教室の設置を検討します。

スクールバスの整備を推進します。

インクルーシブ教育システムの構築

市町村就学相談支援事業⁸を通して、個々の幼児児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた、市町村教育委員会による総合的な観点からの就学先の決定を支援します。

全教員を対象としたユニバーサルデザインの授業⁹などの研修を充実します。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習を推進します。

障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた人的配置や環境整備の充実に向けた検討を行います。

関係機関と連携した就労支援

「キャリア教育・就労支援推進委員会」¹⁰による就労支援策の検討を行います。

愛知労働局、県産業労働部との連携による企業に向けた働きかけを行います。

知的障害特別支援学校を拠点として、「就労アドバイザー」の配置を推進します。

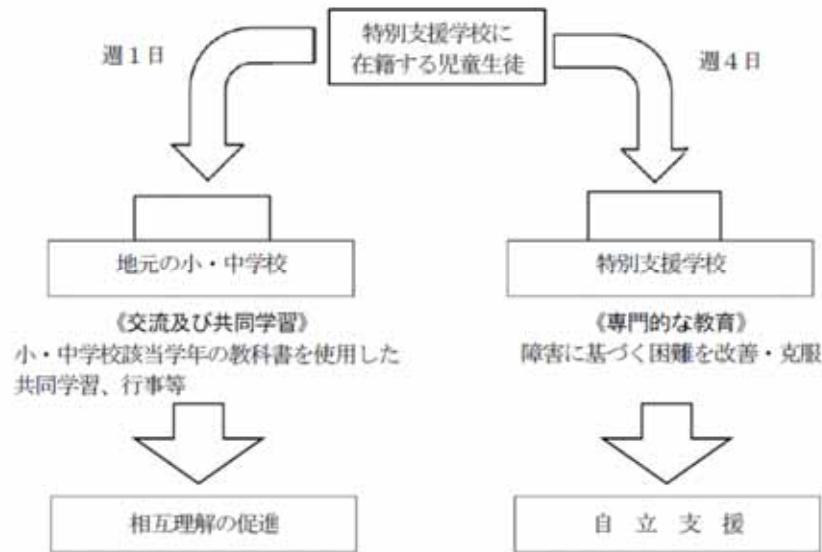
8 市町村就学相談支援事業：市町村の就学相談及び就学事務担当者を対象に、専門家による指導や就学を中心とした教育支援の具体的な方策の検討を行う事業

9 ユニバーサルデザインの授業：特別な配慮・支援を必要とする児童生徒だけでなく、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業

10 キャリア教育・就労支援推進委員会：学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする就労支援策の検証や検討を行う委員会

【肢体不自由児スクールクラスターモデル事業（平成24年度～平成28年度）】

障害のある子ども一人一人の「専門的な教育を受けたい」、「地域の学校で学びたい」といった教育的ニーズに適切に対応するため、県内の肢体不自由特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒をモデルとして、スクールクラスター（地域内の教育資源（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）の効果的な組合せ）の在り方を研究する事業



本事業の成果も踏まえ、幼稚園・保育所等、小・中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を積極的に推進していきます。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(4) 外国語教育の推進

グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、身近な生活の中で人、もの、情報等に関して世界とのつながりを持つようになり、外国語や外国の文化に触れる場面、外国の人と関わる機会が増えてきています。

グローバル化は今後も一層進むと予測されており、日本人としてのアイデンティティや、我が国・地域の伝統と文化等に対する深い理解を前提として、異文化理解や異文化コミュニケーションのために、国際共通語としての英語の力がますます重要になると考えられます。そこで、子どもたちが英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積み重ねながら、積極的に英語を使おうとする態度を育ていけるよう、英語教育を充実していくことが必要です。

平成27年6月、国は小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて英語教育を充実し、子どもたちの英語力の向上を図る「生徒の英語力向上推進プラン」を策定しました。また、学習指導要領の次期改訂においては、小学校中学年から外国語活動を行うことや高学年から英語を教科化すること、中学校や高等学校での指導・評価を改善すること、小・中・高それぞれの学びを円滑に接続することなどが大きな柱となっています。

このような改革の中、子どもたちの英語力向上のために必要となる人材の確保や教員の研修、学校における指導体制の充実に、県教育委員会・市町村教育委員会・大学等が連携して取り組むことが必要です。

施策体系

外国語や外国文化を学ぶ機会の充実

海外派遣・留学支援の推進、「イングリッシュキャンプ in あいち」¹の充実、海外の言語を学ぶ機会づくり

英語教育の一層の充実

ALT²・外部講師の活用、英語教育の研究推進と成果共有、優秀な人材の確保

教員研修の充実

「英語教育推進リーダー」³の養成、ハブスクール12校を核とした研修の充実、海外派遣による教員の力量向上

施策の展開

外国語や外国文化を学ぶ機会の充実

児童生徒が、海外研修、海外への修学旅行、姉妹校提携等を通して、海外の言語に直接触れる機会の拡充に努めます。

県内に在住する海外からの留学生と、県内の児童生徒との交流を促進します。

英語コミュニケーション能力を宿泊生活の中で育成する「イングリッシュキャンプ in あいち」の内容の一層の充実を図ります。

高校生の海外研修や留学支援の事業を一層推進するとともに、海外の高校生を積極的に受け入れ、海外の文化に接する機会を広げます。

グローバル人材の育成や先進的な英語教育に取り組む学校が連携するための組織をつくり、留学生等も参加する研究発表会等を通じて成果の共有を図るとともに、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の伸長を図ります。

県立高等学校において、海外の文化や言語を学べるコースの設置を検討します。

外国の大学への円滑な進学と、企業等に勤める外国人技術者・研究者の子ども等の円滑な受け入れができるよう、県立高等学校における国際バカロレア⁴ 資格の取得を目指すコース等の設置について研究を進めます。

ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や本県が招致している FIFA フットサルワールドカップ 2020 の開催に向け、高校生を将来の国際大会ボランティアとして養成します。

英語教育の一層の充実

公立小・中学校で ALT、外部講師を活用できるよう、国の動向も踏まえながら、市町村教育委員会や大学等と連携を図ります。

小学校の英語科の指導と適切な評価の在り方について研究を進め、県内の小学校にその成果を還元します。

愛知県公立学校教員採用選考試験において、「英語有資格者特別選考」を継続し、英語教育の充実のための人材を確保します。

-
- 1 イングリッシュキャンプ in あいち：県内の公立小学校 6 年生と中学生、県立高校生を対象に行う英語の宿泊研修。英語力や目的に合わせて三つのクラスに分かれ、英語漬けの共同生活を送る中で、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
 - 2 ALT: Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。ALT は基本的には担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業にかかる補助をする。
 - 3 英語教育推進リーダー：英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化する国の中央研修を修了した者。研修指導者として、各地で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。
 - 4 国際バカロレア：国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。国際バカロレア（IB: International Baccalaureate）は、1968 年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解してそのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置

英語教育以外の外国語カリキュラムの開設、ネイティブ・スピーカーの雇用、英語教員の海外研修への派遣など、外国語教育を推進し、グローバル人材の育成に取り組む私立高等学校を支援します。

ネイティブ・スピーカーとして外国語教育を担当する外国人教員、外国語教育を担当する教員の職務を助ける外国人職員を雇用している私立中学校を支援します。

教員研修の充実

先進的英語教育の拠点となる県立高等学校 12 校をハブスクールとして指定し、指導方法の研究や地区別研修を行う「あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業」と、全ての英語科の教員を対象に、生徒の英語のコミュニケーション能力を向上させる指導技法を身に付けるための「英語教育指導者研修」を継続します。

「英語教育推進リーダー」を養成し、英語指導に当たる教員の資質向上のための研修を計画的に進めます。

ハブスクール 12 校を核として、小・中・高の英語教育に携わる教員の合同研究・研修等、相互交流を促進し、連続性を持った英語の学びを実現します。

ビクトリア州との間で行う教員の相互派遣事業や英語科の教員をビクトリア州に派遣する「英語教員スキルアップ研修」を今後も継続実施するなど、英語科の教員の資質と指導力の向上を図ります。



小学校外国語活動の様子



「イングリッシュキャンプ in あいち」での活動風景



1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(5) 理数教育の推進

科学技術の進展はめざましく、我が国はその先頭を走って世界をリードしています。しかし、近年では、新興国の台頭等によって国際的な競争が激しくなっています。科学技術立国として今後も発展していくために、研究者や技術者になり得る新たな人材を育成していくことは、我が国の未来にとって大きな課題です。

本県は、自動車産業、航空宇宙産業等のものづくり産業を基盤に発展してきており、これからもロボット産業等、新たな科学技術イノベーションによって「日本一元気なあいち」を目指しています。そのための人材の育成は、本県にとっても重要な課題です。

「平成27年度全国学力・学習状況調査」の本県の結果によると、「理科の勉強は好き」と答えた割合は、小・中学生共に全国平均を上回っていますが、「将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたい」と答えた割合は、小・中学生共に全国平均を下回っています。

このような現状を踏まえ、子どもたちの理科への興味・関心を、将来の科学技術に関する学びや職業につなげていくために、子どもたちの知的好奇心や探究心を刺激し、科学的な見方や考え方を養う学びを工夫することが必要です。そして、理数教育の充実を図る国の事業を活用したり、大学や企業と連携したりしながら、理数教育をさらに進めていく必要があります。

施策体系

高等学校での高度な理数教育の推進

理数教育の研究推進と成果の共有、教育環境整備の推進、大学と連携した高度な理数教育の実施

科学技術への関心を高める取組の推進

科学技術の普及・啓発の推進、「あいち科学の甲子園」の開催

理科授業の充実

施策の展開

高等学校での高度な理数教育の推進

スーパーサイエンスハイスクール¹を始めとする科学技術教育に力を入れている高等学校が参加する「あいち科学技術教育推進協議会」を実施し、研究や取組の成果を広く共有します。また、大学や研究機関等も含めた研究発表の場である「科学三昧 in あいち」について、参加校や参加者の一層の拡大を図ります。

理科教育設備の充実を図り、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を実施することができる教育環境を整備します。

県内6大学の協力のもとに実施している「知の探究講座」²を継続実施するなど、先進的な理数教育を受ける場を一層充実していきます。

スーパーサイエンスハイスクールの指定を受けている私立高等学校を支援します。

科学技術への関心を高める取組の推進

県内の中・高校生を対象に、「サイエンス実践塾」³を開催し、広く科学技術の普及・啓発を図ります。また、科学技術普及啓発団体のネットワークをつくり、県内の幼児・小学生を対象に、科学技術普及啓発イベントを開催します。

児童生徒の科学技術に対する興味・関心の醸成を図るため、少年少女発明クラブ⁴の設置促進及び活性化を支援します。

女子生徒の理系分野への関心を高める取組を行います。

チームで科学に関する競技に取り組む「あいち科学の甲子園(高校生対象)」「あいち科学の甲子園ジュニア(中学生対象)」を開催して、科学に関する興味・関心を高めるとともに、科学の楽しさやおもしろさを味わう機会を通して科学好きの生徒を育てます。

理科授業の充実

小学校の理科の授業を充実するため、理科実験補助員の配置を進めます。

スーパーサイエンスハイスクール事業等の成果を広く普及するとともに、理科教員の指導力向上を目的とした取組を推進します。

高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修を実施します。

1 スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校として指定する制度
2 知の探究講座：科学技術分野の優れた人材を育成するために、県内六つの大学の協力を得て県教育委員会が設定する高校生対象の先進的な理数教育講座
3 サイエンス実践塾：本県の最先端の研究施設「知の拠点あいち」等で実施している産学行政連携の共同研究事業と協働した中学生・高校生対象の研究体験会
4 少年少女発明クラブ：子どもたちの自由な発想を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、創造力豊かな人間形成を図ることを目的としたクラブ。全国47都道府県に約210のクラブが設置されており、愛知県では、現在全国1位となる23クラブで子どもたちが創作活動を行っている。

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(6) 情報教育の充実

情報化社会の急速な進展に伴い、身の回りには多くの情報があふれるようになりました。今後も、情報通信技術の進歩により、社会の情報化はますます進んでいくものと思われます。子どもたちにとって、情報化社会での学びを広げ、生活を快適なものにし、安全に未来を生きていくために、情報活用能力を身に付けることが必要です。

文部科学省の定義によれば、情報活用能力とは、必要な情報の主体的な収集・判断等に関わる「情報活用の実践力」、情報手段の特性の理解等に関わる「情報の科学的な理解」、情報モラルや情報に対する責任等に関わる「情報社会に参画する態度」の3観点で整理されており、小・中学校、高等学校を通してバランスよく育成するものとされています。

特に、これからの社会では、著作権や肖像権等の権利を尊重する法的な観点、個人情報保護等の情報セキュリティの観点、SNS¹等ネットワーク上のトラブルから身を守る観点から、高度な情報モラルを身に付けることが極めて大切となります。

子どもたちの情報活用能力を育成するために、今後もICT²環境の整備を図るとともに、実際の授業場面でICTを活用できるよう教員の知識や技能も高めながら、計画的に情報教育を推進していく必要があります。

施策体系

情報活用能力の育成

情報モラル向上への啓発推進、教員研修の充実、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」³の充実、授業でのICTの活用

学校の情報化の推進

ICT環境の整備、ICTの活用に関する教員研修の充実

施策の展開

情報活用能力の育成

県主催の保護者向けスマホ教室、文部科学省の委託事業「e-ネットキャラバン」⁴などの活用を推奨し、情報モラルに関する保護者への啓発や児童生徒の学習、教員の研修を進めます。

ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、関係機関と連携して教員の研修を進めます。

各校の情報教育指導計画に基づき、教育活動全体を通して情報活用能力の育成に努めます。また、特に発達段階に合わせて情報モラルに関する指導を推進するとともに、主な実践内容を道德教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。

指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツ⁵を取り入れるなど、ICTを活用して「わかる授業」づくりに取り組みます。【再掲】

先進的なICTを活用した授業を積極的に推進し、生徒の情報活用能力の育成を図ります。

生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。

学校の情報化の推進

無線LANやタブレット端末などのICT教育環境の整備に努めます。

ICTの活用方法や指導方法等について教員研修を行い、指導能力の向上に努めます。

課題探究活動や発表活動を取り入れた主体的な学習を行うため、全ての県立高等学校にプレゼンテーションルームを整備することを目指します。【再掲】

情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。【再掲】

1 SNS：P.11に掲載

2 ICT：P.11に掲載

3 道德教育総合推進サイト「モラルBOX」：小・中学生の道徳性向上のため、家庭・地域・学校の協働体制の構築を促進し、学校での道徳教育を推進するためにつくられたWebサイト。各小・中学校での取組を紹介している。

4 e-ネットキャラバン：子どもに迫るネット危機の実態や特徴を学び、判断力等の不十分な子どもをインターネットのトラブルから守ることを目的に行う、保護者・教職員等を主な対象とした国の講師派遣事業

5 デジタルコンテンツ：P.23に掲載

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(7) 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実

国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、共に安心して暮らせ活躍できるような多文化共生社会の形成を推進していく必要があります。

本県における外国人県民の中で最も多いのはブラジル人ですが、ブラジル人が減る一方でフィリピン人・ベトナム人など東南アジア出身者が増えるなど、多国籍化が進んでいます。さらに、永住志向が高まったり、居住地が散在化するなど、様々な面から状況は多様化してきています。

平成26年度の文部科学省の調査によると、本県は日本語指導が必要な外国人児童生徒数が6,373人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が1,438人と、ともに全国最多であり、きめ細やかな学習及び学校生活適応の支援を進めていく必要があります。

そのためには、公立小・中学校で日本語教育適応学級担当教員や母語による生活適応支援等を行う語学相談員、県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の充実と併せて、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の学びの場の整備を推進していくことが求められています。

また、管理職や日本語指導を担当する教員の研修の充実や、教員養成学部を有する大学での日本語指導に関する講座の設置の促進などにより、教員の資質の向上を推進していくことが必要です。

施策体系

受入体制の整備への支援

日本語教育適応学級担当教員¹・語学相談員・外国人生徒教育支援員の配置の拡充、特別な入学者選抜の実施校の拡大、プレスクールの設置の促進

日本語指導に関わる教員の資質の向上

教員採用試験における外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者選考の実施、教員研修の充実

地域における日本語学習への支援

外国人学校への支援、地域の日本語教室への支援

保護者に対する働きかけの推進

受入体制の整備への支援

公立小・中学校における日本語教育適応学級担当教員の配置や、語学相談員による生活適応相談の充実を図ります。

県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の拡充を図ります。

県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜の実施校の拡大を図ります。

就学前の子どもを対象としたプレスクールの設置を促進します。

市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」²の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図ります。

公立小・中学校における「特別の教育課程」³による日本語指導の充実を図ります。

学校やNPO等を対象とした情報共有や意見交換の場をつくるなど、学校とNPO等との連携を検討していきます。【再掲】

日本語指導に関わる教員の資質の向上

愛知県公立学校教員採用選考試験において、「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者選考」を継続し、日本語指導の充実のための人材を確保します。

管理職や日本語教育適応学級担当教員を対象とした研修を充実します。

教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。

地域における日本語学習への支援

「日本語学習支援基金」⁴の活用により、外国人学校に対して日本語指導者の雇用に関わる経費への支援や、日本語学習教材の購入費の支援を行います。

「日本語学習支援基金」を活用した地域の日本語教室への助成や、日本語指導ボランティアの養成により、地域における日本語学習を支援します。

保護者に対する働きかけの推進

子どもたちが自分の可能性を伸ばしていけるよう、日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを実施します。

1 日本語教育適応学級担当教員：日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援、生活適応支援を行う教員

2 日本語能力測定方法：文部科学省が開発した日本語能力を測定する客観的な基準

3 特別の教育課程：児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態

4 日本語学習支援基金：外国人児童生徒の日本語学習支援を目的として、地元経済団体の賛同を得て創設した県及び民間拠出による基金

1 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

(8) 貧困状態にある子どもたちへの支援の充実

日本における子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、国の調査によると、17歳以下の子どもの約6人に1人が貧困状態にあるとされています。

家庭の経済格差が教育や社会体験の格差につながることを防ぐよう、学ぶ意欲のある全ての子どもたちに質の高い教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばして夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現のみならず、今後の日本の成長・発展につながっていきます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を越えて連鎖したりすることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。

本県においても、平成27年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。

特に「教育の支援」については、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的な対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図っていく必要があります。

施策体系

学校教育による学力保障の充実

少人数指導の継続

学校を窓口とした福祉関係機関との連携、相談体制の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー¹の配置、家庭教育相談員（コーディネーター）・家庭教育支援員²による相談の充実、私立高等学校における生徒へのカウンセリング体制への支援

教育費負担の軽減

就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、入学納付金補助、授業料軽減等による修学継続支援
学習支援の推進

地域未来塾³、放課後子ども教室⁴等を活用した学習支援

子どもの就労支援

学校とハローワークが連携した生徒の就職支援、就労支援機関との連携

施策の展開

① 学校教育による学力保障の充実

家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されるよう、公立小・中学校においてティームティーチングなどによる少人数指導を継続するため、必要な教員を引き続き配置します。【再掲】

学校を窓口とした福祉関係機関との連携、相談体制の充実

公立小・中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。

市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。

県立高等学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。【再掲】

不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育相談員（コーディネーター）による訪問・電話相談や、家庭教育支援員（大学生、大学院生によるホームフレンド）の派遣を行い、問題の早期発見、早期解決や児童生徒の心の安定を図ります。

生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。【再掲】

教育費負担の軽減

公立高等学校・専修学校高等課程等における就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、私立高等学校・専修学校高等課程等における入学納付金補助、授業料軽減、特別支援学校における就学奨励費制度を周知し、修学継続のための支援を行います。小・中学校における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を引き続き働きかけます。

学習支援の推進

家庭学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身に付いていない子どもの学習機会を確保するため、市町村と連携し、地域未来塾や放課後子ども教室、土曜学習事業等を活用した学習支援を行います。

子どもの就労支援

定時制高校の生徒がジョブサポーター⁵を活用できるようにするなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行います。中退者等についても、就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関（地域若者サポートステーション⁶）との連携を図るなど若者への就労支援を行います。

1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー：P.27に記載

2 家庭教育相談員（コーディネーター）・家庭教育支援員：家庭教育相談員（コーディネーター）は、小・中学校教員経験者等が、不登校を中心とする家庭教育上の問題について相談を受けたり、家庭訪問をするもの。家庭教育支援員は、教育分野への就職を目指す大学生等が不登校児童生徒（原則として小・中学生）の家庭を訪問し、話し相手・遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るもの

3 地域未来塾：学習が遅れがちなどの中学生等を対象とした地域住民の協力等による原則無料の学習支援

4 放課後子ども教室：P.24に記載

5 ジョブサポーター：全国の新卒応援ハローワークやハローワークを拠点に、大学や高等学校などの新卒者・既卒者に対する様々な就職支援を専門に行う。

6 地域若者サポートステーション：働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う施設で、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが運営

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(9) 道徳教育の充実

内閣府の「平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」¹によれば、「自身自身に満足している」と答えた我が国の若者の割合は、他の国に比べて低いという結果が出ています。かけがえのない自分を大切に思う気持ちは、自己肯定感の原点となるものであり、他の人を大切に思う気持ちにもつながっていくものです。家庭や地域では愛情豊かに育てることを、幼児教育では人やものとの関わりを大切にさせることを、学校教育では一人一人の存在を大切にすることを通して、全ての大人が命の大切さを子どもたちに伝え、自己肯定感と他の人への思いやりの心を育てていく必要があります。

平成27年3月、国は学習指導要領の「道徳」を、「特別の教科 道徳」に改訂しました。具体的には、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなどして指導方法を工夫し、子どもたちの成長を継続的に把握することによる評価を行うこと等が改善のポイントとされています。この改訂に伴い、小・中学校では、「考え、議論する」道徳科として、授業方法の改善や評価の在り方の検討など、新たな対応が求められています。

また、情報化社会の進展に伴い、ネット上のいじめやトラブル、犯罪の増加が、社会全体の問題となっています。便利ではありますが、悪用すると影響が計り知れないツールだからこそ、それを使う人間のモラルを一層高めていく必要があります。家庭はもとより、県民全体で問題意識を共有し、情報モラルの向上に努めていくことが必要です。

施策体系

命を大切にする教育の充実

様々な体験活動の推進、命の大切さを実感できる教育活動の推進

道徳の授業を核とした道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の授業研究の推進、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」²の活用、学校教育全体を通じた道徳教育の充実

情報モラル教育の充実

県民への啓発活動の充実、関係機関と連携した活動の推進

施策の展開

命を大切にす教育の充実

世代や年齢を越えた交流、異校種間での交流、集団での交流活動など、学校と地域が協力して、様々な体験活動を一層推進します。

家庭や地域と連携し、幼児教育、学校教育のあらゆる場面、あらゆる機会を捉えて、命の大切さを実感できる教育活動を行います。

道徳の授業を核とした道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の実施（小：平成 30 年度・中：平成 31 年度）を見据え、研究指定校において授業方法や評価の在り方等について研究するとともに、その成果を各学校に伝達し、道徳の授業の充実を図ります。

地域の人々や保護者等に道徳の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育むようにします。

小・中学校における道徳教育の取組を、道徳教育総合推進サイト「モラル BOX」で紹介して、学校間で共有できるようにします。

道徳教育指導参考資料「明日を拓く」や地域ゆかりの偉人をまとめた副読本、地域に根づく伝統・文化や地域でのボランティア活動などを取り上げた教材を活用するなど、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を展開します。

道徳教育における優れた取組の成果を各学校に還元して、県全体に普及させます。

情報モラル教育の充実

保護者を始め県民に向けて、児童生徒の健全育成やモラル・マナーの向上について、家庭・地域・学校が連携し、社会総がかりで取り組むための啓発を行います。

スマートフォン・携帯電話等の適切な使い方や情報モラルについて、保護者への啓発を継続します。【再掲】

関係機関と連携しつつ、出前講座などを通して児童生徒の情報モラルの向上を図ります。

生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。【再掲】

1 平成 25 年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査：日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの計 7 か国、満 13 歳から満 29 歳までの男女への調査。「私は、自分自身に満足している」に「そう思う」と答えた割合は、アメリカ(86.0%)、イギリス(83.1%)、フランス(82.7%)、ドイツ(80.9%)、スウェーデン(74.4%)、韓国(71.5%)、日本(45.8%)という結果であった。

また、「自分には長所があると感じている」に「そう思う」と答えた割合は、アメリカ(93.1%)、ドイツ(92.3%)、フランス(91.4%)、イギリス(89.6%)、韓国(75.0%)、スウェーデン(73.5%)、日本(68.9%)という結果であった。

2 道徳教育総合推進サイト「モラル BOX」：P.41 に掲載

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(10) 人権教育の推進

人権の尊重は、人類共通の普遍的理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎です。しかし、残念ながら現実には、社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が起きています。子どもたちの身の回りでも、児童虐待、いじめ、インターネットによる人権侵害、障害があることや同和問題に起因する差別や偏見などの問題が存在しており、その解決に努めていかなければなりません。

また、グローバル化、高齢化といった社会情勢を踏まえ、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方等の違いを認め合った上で多様な価値観を受け入れ、互いの人権を尊重し、「共生」できる社会をつくっていくことも求められています。

本県では、平成26年3月に改訂した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」¹に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権啓発の拠点である「あいち人権啓発プラザ」²を活用し、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組んでいるところです。とりわけ、学校においては、子どもたちの発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進していくことが必要です。

施策体系

人権啓発の推進と人権に関する指導の充実

様々な人権啓発活動の推進、児童生徒への指導の充実、教職員研修の充実、PTA などに対する啓発の充実

社会福祉に貢献できる人材の育成

体験活動・ボランティア活動等の推進、教科「福祉」等の充実

1 人権教育・啓発に関する愛知県行動計画：人権が尊重される社会を実現するため、各部署が連携して人権教育・啓発を進めていくための行動計画

2 あいち人権啓発プラザ：人権に関する情報発信や啓発活動等の拠点施設で、人権情報の収集・発信、研修・学習の支援などの諸事業を実施

施策の展開

人権啓発の推進と人権に関する指導の充実

人権週間³において、ポスター・新聞等を活用した啓発、人権講演会を開催するとともに、「あいち人権啓発プラザ」を拠点として、様々な啓発活動を行います。

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園⁴においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くように努めます。

児童生徒の発達段階等に合わせ、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で重要課題⁵と位置付けた人権に関する問題についての指導を推進します。特に、人権週間においては、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行い、人権について考え、学ぶ機会をつくります。

児童生徒が人権問題を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、体験・参加型の学習を取り入れるなど、効果的な学習方法や指導方法の工夫・改善に努めます。

教職員が、人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、校長・教頭研修を始め職務や経験年数に応じた研修を進めます。

地域の実情に応じた人権の課題に関して、研究指定校等の実践的な取組や研究の成果などを全県的に紹介し、各学校における指導方法・内容の改善や充実に努めます。

PTA 関係者、市町村教育委員会等を対象として研修会や学習会などを開催し、人権啓発に努めます。

私立学校が、人権学習・教育に取り組むことができるよう、研修や会議などの様々な機会を捉え、人権に関する資料を配布する等、周知に努めます。

社会福祉に貢献できる人材の育成

NPO・社会福祉協議会・福祉関係団体等と連携しながら、保育・介護体験や職場体験、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動、認知症サポーター養成などを推進します。

教科「福祉」等を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成します。

3 人権週間：1948年12月10日の国連総会で、「世界人権宣言」が採択され、国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としている。国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」として、全国的な啓発活動が行われる。

4 幼保連携型認定こども園：P.17に掲載

5 重要課題：女性 子ども 高齢者 障害者 同和問題 外国人 感染症患者等 犯罪被害者等 インターネットによる人権侵害 ホームレス 様々な人権をめぐる問題（アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性同一性障害者・同性愛者等性的少数者、婚外子、拉致被害者等）

2 人としての生き方・在り方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(11) いじめ・不登校等への対応の充実

いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校などの背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、スマートフォンや携帯電話などによってネット上で行われることも増え、外から一層見えにくいものとなっています。

国立教育政策研究所の研究によれば、多くの子どもたちがいじめに被害者としてだけでなく加害者としても関わっており、被害者も加害者も比較的短期間で大きく入れ替わる事実があるとされています。いじめは、「いじめる子ども」と「いじめられる子ども」という単純な関係性で捉えられない場合が多く、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識を明確に持つことが必要です。

不登校も、不安などの情緒的混乱や無気力等の原因に加え、親子関係をめぐる問題、友人関係をめぐる問題など、様々な背景を持つケースが増えてきており、もはや特別な状況下で起こるとは限らず、どの子どもにも起こり得ると捉えることが必要です。

いじめや不登校等の問題で大切なのは未然防止であり、そのために全ての子どもたちが自己肯定感や自己有用感を持てる、魅力ある学校をつくっていくことがその基本です。そして、問題を早期に発見する努力をしつつ、個に応じて初期対応を組織として適切に行っていくことが必要です。

県においても、日頃から「愛知県いじめ防止基本方針」を有効に機能させて学校を支援するとともに、各市町村のいじめ防止に関する取組を支援することが必要です。

施策体系

未然防止と早期発見

家庭・地域等との連携の強化、学校の体制強化の取組推進、ネットパトロール事業¹の継続

教育相談体制の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー²の活用、電話相談・家庭教育相談員（コーディネーター）³等の活用

学校と関係機関との連携

教員研修の推進、警察と連携した対応の推進

施策の展開

未然防止と早期発見

いじめの未然防止・早期発見に向けて、いじめの特性や態様等について家庭や地域に広報し、社会総がかりでいじめを防ぐ気運を醸成します。

学校だけでは解決困難な多様化・複雑化・深刻化した問題行動に対応するため、家庭や地域等との効果的な連携・協働の在り方について研究を進めます。

いじめや不登校等についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について、教職員の研修を進めます。

自己肯定感や自己有用感を育てる魅力ある学校づくり、教育相談体制の充実、組織による生徒指導に努め、児童生徒への目配りや支援をきめ細かに行うことで、いじめや不登校の未然防止・早期対応を図ります。

いじめ防止に向けた児童生徒による日常の自治的活動や、道徳の授業を核にしたいじめ防止への児童生徒の意識を高める学びを通して、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

ネットパトロール事業を継続し、ネット上のいじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

いじめや体罰の未然防止に資する教員研修等を実施している私立高等学校を支援します。

生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。【再掲】

教育相談体制の充実

公立小・中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。【再掲】

スクールカウンセラーの専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について研究し、その成果と課題を踏まえて県立学校への配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。【再掲】

-
- 1 ネットパトロール事業：インターネット上の誹謗中傷などを監視し、トラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐことを目的とした事業
 - 2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー：P.27 に掲載
 - 3 家庭教育相談員（コーディネーター）：P.45 に掲載

いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、電話相談したり家庭教育相談員（コーディネーター）等と面談したりできる体制を充実します。

不登校の児童生徒の家庭に教育分野への就職を目指す大学生等を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。

不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室⁴の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながらフリースクール⁵等との連携を検討していきます。【再掲】生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。

【再掲】

不登校生の受入れに取り組んでいる私立高等学校を支援します。

学校と関係機関との連携

ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、関係機関と連携して教員の研修を進めます。【再掲】

いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応のために、学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、児童生徒の健全育成に努めます。

電話相談

24 時間電話相談「子ども SOS ほっとライン 24」

0570-0-78310（全国统一番号「なやみいおう」）

家庭教育相談電話

052-961-0900（相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時）【生涯学習課】

一般教育相談

0561-38-2217（相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）【県総合教育センター教育相談研究室】

「教育相談こころの電話」

052-261-9671（相談：午前10時～午後10時）【(公益)愛知県教育・スポーツ振興財団】

ただし、年末年始（12月28日午後5時～1月4日午前10時）を除く。

4 適応指導教室：P.27に掲載

5 フリースクール：P.27に掲載



心を一つにして、ジャンプ！ ~中学校の体育祭~



さあ、みんなで創り上げよう！ ~高等学校の体育祭~

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

(12) 主権者教育の推進

グローバル化が進展し、価値観の多様化が進む社会で生きていく子どもたちには、様々な問題の解決のために、多様な考えを尊重しつつ合意形成していくことが求められます。そのため、子どもたちが自分の身の回りの問題を発見し、それに関わる人々と協働して問題を解決していく活動を通して、民主的な社会を形成する公民としての資質・能力を身に付けていくことが必要です。

国では、積極的に社会参加する意欲が国際的にみて低い、という現代の高校生の実態を踏まえ、学習指導要領の改訂を視野に入れて、子どもたちが政治や法、経済の主体となること、地域社会の一員となること等について学ぶ高等学校の科目「公共」(仮称)の新設を検討しています。

とりわけ、平成27年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20年以上」から「満18年以上」に引き下げられたことにより、高校3年生など新たに有権者となっていく若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育てていくことが喫緊の課題となっています。

学校教育においては、政治的中立性を踏まえつつ、中学校「社会科」の公民的分野、高等学校「公民」の「現代社会」「政治・経済」を中心に、学習指導要領に基づいて政治的教養を育むとともに、社会の一員として生きるための資質や能力を育てていくことが必要です。

施策体系

主体的に社会参画する活動の推進

地域での奉仕活動・体験活動の推進、社会参画の意識を高める教育の推進

政治的教養を育む指導の充実

アクティブ・ラーニング¹による学習の推進、教員研修の実施

施策の展開

主体的に社会参画する活動の推進

生徒が、老人福祉、障害者福祉、防災、生活安全等に関して自分の果たす役割について考え、地域に貢献したり地域の要望に応えたりする奉仕活動を通じて地域の人々との関わりを深め、きずなづくりについて学ぶ機会を充実します。

高校生が、町づくりや町おこし、地域の活性化等のために貢献する活動を自ら考え、体験したり実践したりできる機会の充実を図ります。

生徒が、労働や税金に関する問題、消費者問題、身近な法律等について学ぶために、関係機関の協力による出前授業等を積極的に活用します。

生徒が学校教育活動の一環として地域社会へ参加するため、ボランティア活動等に積極的に取り組む私立中学校、高等学校を支援します。

政治的教養を育む指導の充実

良識ある公民として必要な政治的教養を育成するために、アクティブ・ラーニングを取り入れた学習を推進します。

高等学校・特別支援学校高等部では、総務省・文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用し、政治的教養を育むとともに、選挙制度の理解を図ります。

学校教育における政治的中立性の確保に関する研修を行い、教職員が不安なく主権者教育を行うことができる環境を整えます。

1 アクティブ・ラーニング：P. 6に掲載

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(13) 家庭教育・子育ての支援の充実

保護者は子どもの教育に第一義的責任を有しており、教育の原点である家庭教育は「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものです。しかし、家庭形態の変容、都市化、価値観の多様化などにより、地域社会の人間関係が希薄化し、子育て家庭が社会的に孤立するなどの状況が見られます。

本県では、「あいち はぐみんプラン 2015 - 2019」(平成27年3月策定)に基づき、全ての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援や、地域・社会の子育て力を向上するなどの取組を進めているところです。

家庭教育や子育てについては、個々の家庭の努力を促すとともに、子どもの発達段階に応じて親も学ぶことができるように支援していくことが必要です。そのためには、学びの場を設定したり、気軽に親の相談に乗ったりする人材の育成が重要であり、家庭が孤立しないように、親へ支援を届ける取組を進める必要があります。企業の協力も不可欠であり、働く親にとって仕事と家庭生活との調和が図られるような職場環境づくりについて啓発を行っていく必要があります。家庭において夫婦が協力して家事・育児を行えるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や、性別による役割分担意識を解消する取組も必要です。

また、子育て支援においては、待機児童の解消や多様な保育サービスの拡充、放課後等における児童の居場所の確保が課題になっています。とりわけ、放課後対策については、国の「放課後子ども総合プラン」により、全ての小学校区で放課後児童クラブ¹及び放課後子ども教室²を一体的に又は連携して実施することや、新たに開設する放課後児童クラブの80%を小学校内で実施することを目指すとされており、本県においても放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める必要があります。

施策体系

① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実

子育てについて学ぶ学習プログラムの活用、家庭教育講座の開設、企業の社員向け家庭教育研修会の開催、子育てハンドブックの配信、中学校・高等学校の授業等における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組

子育て家庭への支援

子育てネットワーカー³の養成と活動促進、家庭教育支援チームによる相談活動の充実、はぐみんデー等の普及・啓発、多様な保育サービスの提供、放課後児童クラブの計画的な整備、放課後子ども教室の実施市町村の拡大

施策の展開

家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実

「親の学び」学習プログラム（県作成）を活用して、乳幼児から小・中学生の同年代の子をもつ親が子育てについて楽しく学べる講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。

保護者参観や就学時健診、入学説明会など、多くの保護者が参加する機会を捉えて家庭教育に関する講座を開設するよう、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園⁴、小学校等に働きかけます。

働く親の学びの機会を提供するため、企業に出向き、社員を対象に家庭教育への理解を深める研修を開催します。

父親の子育てへの参加意識を高めるため、「子育てハンドブック お父さんダイスキ」（県作成）をインターネットで配信します。

中学生などを対象にした赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問、高等学校の授業などを通じ、固定的な性別役割分担意識を解消する取組を進めます。

保育体験学習を行う高校生を積極的に受け入れている私立幼稚園や、幼稚園・保育所等ににおける保育体験学習を積極的に推進している私立高等学校を支援します。

子育て家庭への支援

子育てネットワークを養成するとともに、一層の活用を図るため、地域における活動の場づくりを推進します。

子育ての悩みや不安を持つ家庭を支援するために、家庭教育相談員（コーディネーター）、家庭教育支援員（ホームフレンド）などによる「家庭教育支援チーム」を設置し、電話相談や家庭訪問による面談などによる相談活動の充実に努めるとともに、市町村や関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

毎月19日の子育て応援の日（はぐみんデー）の普及・啓発を行います。また、毎月第3日曜日を家庭の日、毎年2月を強調月間とし、愛知県青少年育成県民会議等と連携し啓発活動を行います。

多様な保育ニーズに応えるため、保育所や幼保連携型認定こども園等の保育の場の確保に努め、病児・病後児保育等就労形態に合わせた多様な保育サービスを提供します。

「小1の壁」⁵を打破するため、放課後児童クラブの計画的な整備等を進めるとともに、学校教育活動に支障が出ないように配慮しながら、それらを小学校内に開設することを目指します。また、児童クラブの子どもが放課後子ども教室に通えるように連携を強化するとともに、放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。

1 放課後児童クラブ：児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの

2 放課後子ども教室：P.24に記載

3 子育てネットワーク：子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、きめ細かなアドバイスを行う子育て経験者。本県教育委員会で養成しており、国の事業では子育てサポーターという名称で呼ばれている。

4 幼保連携型認定こども園：P.17に記載

5 小1の壁：主に、共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題のこと

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(14) 幼児教育の充実

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を持っています。しかし、現状をみると、子どもたちは、都市化や少子化の進行、居住地域内での人間関係の希薄化などの影響を受け、多くの大人や子どもたちと関わりながら望ましい体験をすることができなくなってきています。その結果、コミュニケーション能力や規範意識、基本的な生活習慣等に課題があり、小学校への接続がうまくできない子どもが目立つようになってきました。

これらの課題に対応するために、幼児教育から小学校教育へと続いていくステップを子どもの発達や学びの連続性の中で捉え、幼児教育と小学校教育とを円滑に接続することが必要であると言われてしています。そのような中、県教育委員会では、平成24年12月に「愛知の幼児教育指針」を定め、幼児期に育てたい力を明らかにするとともに、重点目標や具体的な取組等について示してきました。

平成27年4月からは、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児教育施設に通う全ての子どもたちに、質の高い学校教育・保育が行われることが求められています。幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、公立・私立、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園¹を問わず「愛知の幼児教育指針」を基に幼児教育を実践し、県全体の幼児教育の質の向上を図っていくことが必要です。

施策体系

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の実践力向上

「愛知の幼児教育指針」に基づく取組の成果普及

幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上

資質と専門性の向上を図る手引きの作成、研修の充実

小学校との連携強化

小学校との交流活動等連携体制の強化、地域の実情に応じた連携の推進

施策の展開

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の実践力向上

幼児期の終わりまでにここまで育ててほしい、という幼児の具体的な姿をイメージし、一人一人の幼児が人や自然、もの、生き物と関わりながら、心と体を十分に働かせて生活したり遊んだりする中で望ましい発達をするように支援します。

愛知県幼児教育研究協議会²等において、「愛知の幼児教育指針」に基づいて専門的な研究協議を推進し、その成果について市町村等への普及を図ります。

幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上

全ての幼児教育機関で、質の高い教育・保育が展開されるよう、関係部局と教育委員会が協力して、幼稚園教諭や保育士・保育教諭の資質と専門性の向上を図るための手引きを作成し、研修内容や研修体制の充実に向けた取組を市町村等へ働きかけます。

幼稚園教諭や保育士・保育教諭に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や特別支援教育に対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。

幼稚園教諭や保育士・保育教諭の研修の在り方や研修内容等について検討する場を設け、関係部局と教育委員会が連携して教育・保育の質の充実を図ります。

小学校との連携強化

交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程³の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園と小学校との連携体制を強化します。

地域や小学校区の実情に応じて、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園と小学校が連携し、教育課程の編成や幼児児童理解を目的とした参観・協議会等の開催に取り組みます。

1 幼保連携型認定こども園：P.17に掲載

2 愛知県幼児教育研究協議会：幼児教育に関する諸問題について研究協議を行う組織。幼稚園・保育所等幼児教育関係者、小学校関係者、学識経験者、市町村教育委員会、県関係者、保護者代表から構成される。

3 教育課程・保育課程：ここでの教育課程は、幼稚園と幼保連携型認定こども園における教育内容の計画をさす。また、保育課程は、保育所における保育の基本的な計画をいう。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(15) 健康教育・食育の推進

生涯を通じて健康で生き生きと過ごすためには、幼児期から望ましい生活習慣を身に付けることが大切です。しかし、最近では、偏った栄養摂取や不規則な食事などに起因する肥満・生活習慣病等の増加、長時間のゲームやスマートフォン操作などに起因する睡眠不足等によって、健康な生活を送ることができていない子どももいます。

第一義的に、成長過程にある子どもたちの生活をコントロールするのは、保護者である大人の責任です。子どもたちが心身共に健康に生きていくためには、保護者が子どもの健康や生活習慣に関心を持って適切な指導を行っていくとともに、保護者自身が規則正しく健康的な生活を送り、その範を示すことが必要です。その基盤があって、学校で学ぶ健康に生活するための知識や技能、態度等が効果的に生かされます。

学校では、近年の社会情勢を踏まえ、「早寝・早起き・朝ごはん」等の規則正しい生活習慣、むし歯や口腔の疾病予防、薬物乱用防止、エイズや性感染症の予防等、健康に関する様々な指導を行っており、今後も家庭と連携して取組を推進していく必要があります。また、食育についても同様に、「第三次愛知県食育推進計画」に基づき、家庭への啓発や子どもたちへの指導に一層努めていく必要があります。

施策体系

心身の健康づくりの充実

保護者への啓発の推進、健康教育に関する研修の充実、学校保健体制の強化、学校医等との連携強化、健康相談体制の充実

学校における食育の充実

学校給食等を活用した食育の推進、学校食育推進者への研修の実施、「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」¹「愛知を食べる学校給食の日」²の実施、栄養教諭の配置拡大、高等学校での食育の実践、学校における食物アレルギー対応の強化

1 わが家の愛であ朝ごはんコンテスト：地域の食材を取り入れた朝ごはんの献立づくりや調理などを通して、親子で望ましい食生活について一緒に話し合ったり、家族のきずなを深め合ったりする機会として、小学校5・6年生を対象に実施している。

2 愛知を食べる学校給食の日：学校給食に地域の農産物を使用することで、地場産物への理解を深め、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高めるため、県内の全ての公立小・中学校で実施している。

施策の展開

心身の健康づくりの充実

栄養バランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について啓発します。

心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を充実します。

国が作成した普及・啓発資料などの活用により、児童生徒の自殺予防に努めます。

保健主事・養護教諭を核として学校保健推進体制を強化し、学校保健計画に基づいて児童生徒の健康の保持増進を図ります。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の保健師等と連携し、生活習慣病やむし歯・口腔の疾病予防、薬物乱用防止、心や性に関する健康等について指導を充実します。

健康に関する児童生徒の様々な悩みを受け止め、助言するために、学校における健康相談体制の充実を図ります。

食中毒やインフルエンザなどの感染症予防のため、保健所や専門機関等と連携し、知識の普及や啓発を図ります。

外部講師等による薬物乱用防止に関する講習会や研修を実施している私立高等学校を支援します。

学校における食育の充実

学校給食を栄養バランス、地域の食文化、食の加工技術等への理解を深めるための食育の「生きた教材」として活用します。

学校における食育の推進体制の促進と、食に関する指導の充実を図るため、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の管理職や食育推進者を対象に、実践的に活用できる専門研修を実施します。

地元の食材や郷土料理を取り入れた献立づくりや調理などを通して、家族で望ましい食生活について話し合う機会として「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」を開催します。

学校給食に地域や県内の食材を多く使用し、地場産物や郷土料理等について家庭への啓発を図るため、「愛知を食べる学校給食の日」を設けます。

学校給食を通じた食育を一層充実するため、その中核となる栄養教諭の配置を拡大します。

幼稚園等において、給食・弁当を活用して、基本的な食習慣の確立や食事作法の習得、食への関心の向上等を目指して食育を推進します。

高等学校における食育について、教科等での指導方法を検討していきます。また、大学や企業等と連携してその推進方法を検討し、実践します。

国の食物アレルギー対応指針を踏まえ、本県の具体的な対応方針を示した「学校における食物アレルギー対応の手引」を発行するとともに、市町村や教職員、児童生徒、保護者への周知を図り、食物アレルギー対応の強化を図ります。

食育に関する外部講師の講演会や研修、生徒の体験学習を実施している私立高等学校を支援します。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(16) 学校体育の充実

スポーツ庁の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年頃をピークに低下傾向が続いていましたが、近年その傾向に歯止めがかかり、やや上昇傾向が見られます。しかし、ピーク時に比べると、まだ低い状態です。また、運動する子どもと運動しない子どもとの二極化が見られ、特に中学校女子ではその傾向が顕著です。

体力低下の原因として、運動する経験の不足が考えられますが、外遊びやスポーツ活動時間の減少、子どもたちの手軽な遊び場の減少、一緒に外遊びする仲間の減少などが一因として挙げられます。屋外で遊んだりスポーツに親しんだりする機会の減少が、体力の低下につながっていることを踏まえると、学校での運動経験が一層大切になってきているといえます。意図的に体を動かして遊ぶ時間を設定する、仲間と共に運動する機会を設けるなどの工夫が求められます。

また、平成27年度の同じ調査によれば、小学校で9割以上、中学校で8割以上の子どもたちが、体育・保健体育の授業を「楽しい・やや楽しい」と答えています。その意識を、「運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決する」授業づくり、「できたという実感が味わえる」授業づくりに生かし、子どもたちが日常生活においても運動やスポーツに親しんでいけるよう、学校教育全体で取り組んでいくことが必要です。

施策体系

授業や体育的活動の充実

幼児期からの体育に関する活動の充実、授業やスポーツ事故・障害防止に関する教員の指導力向上

地域連携による体育的活動の充実

外部指導者・学習支援ボランティアの派遣の実施

施策の展開

授業や体育的活動の充実

「いきいきあいち スポーツプラン」¹に基づき、幼児期からの運動習慣の確立、学校における体育に関する活動の充実を図ります。

幼児期における遊びの重要性について、保護者の意識を高めるための啓発活動に努めるとともに、親子が一緒になって体を動かす遊びや運動プログラムを作成します。

幼児が、屋内外において様々な運動遊びを自立的・自発的に行えるよう、運動遊びのプログラム等によって支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。

体力向上を目的に作成した「子どもの体力向上運動プログラム（小学校低学年・中学年用、高学年用）」²の普及をさらに図り、体育担当教員を対象とした講習会等を充実します。

中学校版「体力向上運動プログラム」を作成してその普及を図り、中学生の体力向上を図ります。

体育・保健体育の授業におけるICT³の活用や問題解決学習、アクティブ・ラーニング⁴など、経験豊かな教員の指導法等を学ぶ研修会や、文部科学省が実施する中央講習会の伝達講習会等を開催し、体育・保健体育の授業を担当する教員の指導力向上を図ります。

より安全な指導ができるように、けがや事故防止等に関する教員研修の充実を図るとともに、学校における教育活動全般を通じて、スポーツ事故やスポーツ障害の予防に関する安全教育の充実を図ります。

運動に対する関心や意欲を高めるために、体力テストにおいて優れた結果を収めた小学校6年生の児童にメダルを授与します。

地域連携による体育的活動の充実

総合型地域スポーツクラブ⁵と連携し、小学校の体育の授業や、中学校の運動部活動などに、地域スポーツクラブの指導者を派遣する取組を進めます。

県内体育系大学と連携し、体育・保健体育の授業に学生が学習支援ボランティアとして参加できる体制を整えます。

-
- 1 いきいきあいち スポーツプラン：スポーツ基本法に規定するスポーツ推進計画として位置付けるもので、2013年度から2022年度までの計画。県民一人一人がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するための基本的な方向性を示している。
 - 2 子どもの体力向上運動プログラム：運動することが楽しいと感じられる子ども、自ら運動に親しむことができる子どもを育てるために作成した運動プログラム
 - 3 ICT：P.11に掲載
 - 4 アクティブ・ラーニング：P.6に掲載
 - 5 総合型地域スポーツクラブ：複数の種目が用意され、子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるクラブ。地域住民が主体的に運営し、運営の財源は自主財源（クラブ会員の受益者負担）を基本とする。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(17) 安全教育の推進

子どもたちが安全な環境の中で健やかに育つことは、県民の誰もが願うところですが、災害や事件・事故に巻き込まれてしまうことがあるのも、また事実です。子どもたち一人一人が自他の生命を尊重し、生涯を通じて安全な生活を営んでいくために、生活安全、交通安全、災害安全の観点から、安全教育を行っていくことが大切です。

生活安全の点からみると、子どもたちの身の回りでは、不審者による声かけや連れ去り未遂等、身の安全を脅かす事案が発生しており、地域ぐるみによる安全の確保を図るとともに、子どもたち自身が自分の身を守る意識と方法を身に付けることが重要です。

交通安全の点からみると、交通事故の被害者にならないだけでなく、加害者にもならないために、交通安全に対する一人一人の意識を高めるとともに、事故防止につながる具体的な方法を実践できるようにすることが重要です。

災害安全の点からみると、本県では近い将来、南海トラフ地震による甚大な被害発生の可能性が高いとされており、大地震や大津波に備えた知識を身に付けるとともに、一人一人が適切なタイミングで正しい避難行動をとれるようにすることが必要です。また、台風や大雨、竜巻、落雷など、それぞれの特性を理解し、いざというときには、状況に合わせて安全を確保できるようにすることが大切です。

安全教育は、子どもたちが、その生涯にわたり自他の安全を確保することのできる素養を育むものです。どのような状況に置かれても、自らの命を守り抜き、助けを必要とする人を支援できるような、また、日頃から安全な地域社会づくりに貢献できるような、たくましい人間の育成に努めていくことが必要です。

施策体系

安全に向けた実践的な活動の充実

幼児児童生徒の安全確保の取組の継続、点検・訓練・研修等の充実

安全に関する人材の育成

防災に関する学びの充実、教員研修の充実、防災リーダーの育成

施策の展開

安全に向けた実践的な活動の充実

学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク¹を活用し、不審者等の情報を提供するとともに、緊急時における幼児児童生徒の安全確保を図ります。

各小学校の実情に応じて、スクールガード²による児童の登下校時等の見守りに努めます。

学校安全計画に基づき、関係諸機関と連携して、通学路の危険箇所の点検や交通安全指導、避難訓練、不審者への対応訓練、教職員の研修等を計画的に行い、常に安全教育・安全管理等に配慮した学校経営を行います。

大規模災害や事故等の発生に備えて、非常時における学校と家庭との連絡システムや幼児児童生徒の引き渡し方法、安否確認のための災害伝言板や伝言ダイヤルの活用等について周知します。

各県立特別支援学校に緊急地震速報受信システムを設置し、システムを活用した避難訓練を実施します。

火災、地震、津波等の災害発生時の避難経路や避難行動・態度の学習、交通安全に関する講習会や研修を行っている私立中学校、高等学校を支援します。

安全に関する人材の育成

防災教育についてのマニュアルを作成し、各学校での活用を図ります。

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における学習内容・活動内容と防災教育との関連を図り、防災に関して教科横断的な学びができるように工夫します。

防災ボランティアや地域の防災組織等の関係機関と連携し、体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。

消防等関係機関の協力を得て、各学校で心肺蘇生、AEDによる除細動、応急手当の方法等、救命救急に関する知識や技能を学ぶ機会をつくります。

安全教育担当教員を対象とした研修を行い、各学校で実践的な交通安全教育、防災教育、防犯教育が行われるようにします。

経験の浅い教員を対象とした防災研修を行い、防災意識を高めめます。

学校や地域の防災力向上に貢献できる若き防災リーダーの育成を図ります。

災害や防災、救急救命法に関する学習を行っている私立中学校、高等学校を支援します。

1 学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク：緊急情報の迅速かつ広域的な共有と、地域ぐるみで子どもを守る体制づくりをするため、市町村教育委員会等と協力して構築したネットワーク

2 スクールガード：学校や通学路で、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないように見守る学校安全ボランティア

4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

(18) 社会人・職業人としての自立に向けたキャリア教育の推進

一人一人の子どもたちが、社会の中で生きていくために不可欠な能力を育むことがキャリア教育の目標です。

愛知県教育委員会作成の「キャリア教育ノート」¹では、キャリア教育の目標を、小学校では夢や目標を見つけること、中学校では「なりたい自分」を見つけ、かなえるための一歩を踏み出すこと、高等学校では自分の生き方、働き方を発見し、かなえるために具体的に行動を起こすこと、特別支援学校では生きる力を育て、社会との接点、活躍する機会を増やすこと、というように、子どもたちの発達に合わせて設定しています。

子どもたちが、社会的・職業的自立のために必要となる能力や態度を、年齢に応じて身に付けていくことができるように、小学校(部)から高等学校(部)まで、継続的にキャリア教育に取り組む必要があります。

また、本県は、製造品出荷額等が全国1位を誇るものづくり県です。今後も「ものづくり愛知」の伝統を支えるとともに、新しい価値を生み出すことのできる人材を育成することが求められています。

企業等での女性の活躍は、愛知県の発展・成長を支えていく重要な鍵となりますが、特に理工系の分野での女性の活躍が進んでいない現状があります。そのため、理工系分野に対する女子生徒の興味・関心を喚起するとともに、社会の理解を促進するための取組を推進する必要があります。

施策体系

キャリア教育推進体制の充実

産業界・地域と連携したキャリア教育の推進、就労アドバイザー²の配置

学校でのキャリア教育の充実

職場体験活動・インターンシップ等の推進、キャリア教育コーディネーター³の活用

産業教育の充実

産業教育施設・設備の整備、ものづくり人材の育成

女性の活躍促進に向けた教育の充実

男女を問わず主体的に進路選択ができる力の育成、理工系分野への関心の喚起

1 キャリア教育ノート：愛知県教育委員会が平成24年2月に作成した、学校でのキャリア教育で活用するための資料。小学校(部)から中学校(部)、高等学校(部)まで継続して、自分の成長を記録し、振り返ることで、自己理解を深め、キャリア形成に役立てることができる。愛知県教育委員会のWebページからダウンロードが可能

施策の展開

キャリア教育推進体制の充実

産業界・地域と連携したキャリア教育の強化のために、企業のキャリア教育への参画を促進するなど、地域全体でキャリア教育に参加するための仕組みづくりを進めます。

各職業学科において、時代のニーズを踏まえた魅力的な学科への改編を進めます。

知的障害特別支援学校を拠点として、「就労アドバイザー」の配置を推進します。【再掲】

あいち夢はぐくみサポーター⁴の登録事業所数を拡大し、地域と連携して学校のキャリア教育を支援する体制を充実します。

学校でのキャリア教育の充実

公立小・中学校ではキャリア教育の年間指導計画⁵の作成・充実に努めるとともに、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア教育を一層推進します。

中学校第2学年を中心に推進してきた5日間程度の職場体験を核とした取組を、第1学年や第3学年にも発展させ、中学校3年間を通して系統的なキャリア教育を推進します。また、高等学校では普通科において、「産業社会と人間」又は総合的な学習の時間を活用したキャリア教育に関する授業（1単位以上）を実施します。

高等学校では、キャリア教育コーディネーター等を活用し、普通科を中心に、比較的取り組みやすいジョブ・シャドウイング⁶の取組を広めるなど、インターンシップ等に参加する生徒の増加を図ります。

地域の福祉施設との連携を図り、特別支援学校の小学部段階での見学や中学部段階での体験実習を積極的に進めます。

2 就労アドバイザー：P.31に掲載

3 キャリア教育コーディネーター：キャリア教育に関する専門的な技術・手法・情報・経験などを有し、学校と企業との橋渡し役として、インターンシップ等の受入れ先の開拓や外部講師の招へいなど、学校におけるキャリア教育の取組を支援する人材

4 あいち夢はぐくみサポーター：県内の公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるキャリア教育を推進するため、児童生徒の教育活動を支援する県内の事業所や団体を認証・登録するとともに、事業所等の社会貢献活動を広報する取組

5 キャリア教育の年間指導計画：小学校6年間、中学校3年間を見通した上で、当該学年の発達の段階における能力・態度の到達目標を具体的に設定するとともに、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の相互の関連性や系統性に留意して、有機的に関連付け、発達の段階に応じた教育活動を展開するための1年間の指導計画

6 ジョブ・シャドウイング：児童生徒が企業等の職場で従業員に影のように寄り添い、その仕事内容や職場の様子を観察する活動

インターンシップに生徒を派遣している私立高等学校を支援します。

地域の企業等と連携して、生徒の職場訪問や職場体験を実施したり、外部講師等によるキャリア教育の推進に関する講演会、研修等を実施したりしている私立高等学校を支援します。

産業教育の充実

平成28年4月に開校となる「愛知総合工科高等学校」⁷において、専攻科の民営化により、民間の活力やノウハウも活用しつつ、本県のものづくりの発展に必要な人材、産業基盤を支える将来の高度熟練技術者・技能者を育成します。

各職業学科において、生徒にそれぞれの専門分野に関する基礎的・基本的な技術・技能を習得させるため、産業教育施設・設備の整備に関する基本方針を策定し、計画的な整備を目指します。

「あいちさんフェスタ」⁸を継続して実施し、職業学科の魅力を広く県民に発信していきます。

女性の活躍促進に向けた教育の充実

男女を問わず、高校生に、将来の社会人としての自覚を促すと共に、求められる能力を育成するため、全ての普通科において、総合的な学習の時間を活用するなどにより、キャリア教育に関する科目を開設します。

産業社会において、女性の活躍する場が広がっていることから、女子生徒の理工系分野への関心を高めるため、産業界や大学と連携した出前授業等の取組を行います。

7 愛知総合工科高等学校：本県のものづくりの発展に必要な人材、産業基盤を支える高度熟練技術者・技能者を育成することを目的として設置する、本県工業教育の中核となる学校。平成28年4月に開校

8 あいちさんフェスタ：産業教育を学ぶ生徒の自信と誇りを醸成し、将来の産業を担うスペシャリストの育成と産業教育の一層の振興、発展を目指すとともに、県民の産業教育への理解を深めることを目的に開催する、農業・工業・商業・家庭・看護学科や総合学科、特別支援学校で産業教育について学ぶ生徒の活躍を幅広く紹介するイベント



職場体験をしている中学生



高等学校でのキャリア教育（上：販売実習 下：インターンシップ）



4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

(19) グローバル化への対応の推進

グローバル化が加速する世界の中で、我が国が今後も持続的に発展していくためには、トップ・リーダーの育成はもとより、様々な分野において、グローバル化に対応できる中核的・専門的な人材を育成していくことが求められています。

このため、次代を担う子どもたちには、主体性や積極性、課題を発見し解決する力、失敗してもあきらめないチャレンジ精神、英語を始めとした語学力など、これからのグローバル社会で必要となる力を、幼児期から始まって、発達段階に応じて育てていく必要があります。

また、本県では、今後、様々な国際大会やイベント等を契機に訪日外国人の一層の増加が見込まれることや、外国につながりを持つ児童生徒が県内の学校に非常に多く在籍していることなどから、子どもたちは、日常的に異文化に触れることのできる環境にあります。

このように身近なところでグローバル化が進む中で、子どもたちが日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていくためには、自国及び他国の伝統・文化・地理・歴史に対する理解を深め尊重する態度を育てていくとともに、多文化共生社会で求められる強い精神力と、自分とは異なる歴史や文化に立脚する他者に対して共感する力を身に付けさせることが重要です。

また、全国で最も多い外国につながりを持つ児童生徒の教育を充実させ、本県で生活する全ての子どもが、本県の県民として、自らの能力を十分発揮しながら活躍できるよう、環境を整えていく必要があります。

施策体系

① 諸外国の文化や日本の伝統・文化・地理・歴史についての理解を深める教育の充実

児童生徒が海外の言語に触れる機会の拡充、高校生の留学支援、グローバル人材育成に取り組む学校間の連携、高校における国際バカロレア¹資格取得コースの設置、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けた高校生国際ボランティアの養成、郷土学習等英語を始めとした語学力を高める教育の充実

A L T²・外部講師の活用、小学校英語科導入への対応、私立中・高等学校への支援、スーパーイングリッシュハブスクール事業の継続、英語科教員の海外研修

多文化共生に向けた教育の充実

日本語教育適応学級担当教員³・語学相談員・高校の外国人生徒教育支援員の配置の拡充、外国人生徒等特別な入学者選抜の実施校の拡大、プレスクールの設置の促進、外国人学校・地域の日本語教室への支援、多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

施策の展開

諸外国の文化や日本の伝統・文化・地理・歴史についての理解を深める教育の充実

児童生徒が、海外研修、海外への修学旅行、姉妹校提携等を通して、海外の言語に直接触れる機会の拡充に努めます。【再掲】

県内に在住する海外からの留学生と、県内の児童生徒との交流を促進します。【再掲】

英語コミュニケーション能力を宿泊生活の中で育成する「イングリッシュキャンプ in あいち」⁴の内容の一層の充実を図ります。【再掲】

高校生の海外研修や留学支援の事業を一層推進するとともに、海外の高校生を積極的に受け入れ、海外の文化に接する機会を広げます。【再掲】

グローバル人材の育成や先進的な英語教育に取り組む学校が連携するための組織をつくり、留学生等も参加する研究発表会等を通じて成果の共有を図るとともに、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の伸長を図ります。【再掲】

県立高等学校において、海外の文化や言語を学べるコースの設置を検討します。【再掲】

外国の大学への円滑な進学と、企業等に勤める外国人技術者・研究者の子ども等の円滑な受入れができるよう、県立高等学校における国際バカロレア資格の取得を目指すコース等の設置について研究を進めます。【再掲】

ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や本県が招致している FIFA フットサルワールドカップ 2020 の開催に向け、高校生を将来の国際大会ボランティアとして養成します。【再掲】

小・中学校では、郷土に関する学習や見学、武道の授業などにより、高等学校では、日本史の授業や地域に関する課題探究学習などにより、我が国や郷土の伝統・文化・地理・歴史に対する理解を深め尊重する態度を育成します。

英語を始めとした語学力を高める教育の充実

公立小・中学校で ALT、外部講師を活用できるよう、国の動向も踏まえながら、市町村教育委員会や大学等と連携を図ります。【再掲】

小学校の英語科の指導と適切な評価の在り方について研究を進め、県内の小学校にその成果を還元します。【再掲】

愛知県公立学校教員採用選考試験において、「英語有資格者特別選考」を継続し、英語教育の充実のための人材を確保します。【再掲】

1 国際バカロレア：P.35 に掲載

2 ALT：P.35 に掲載

3 日本語教育適応学級担当教員：P.43 に掲載

4 イングリッシュキャンプ in あいち：P.35 に掲載

英語教育以外の外国語カリキュラムの開設、ネイティブ・スピーカーの雇用、英語教員の海外研修への派遣など、外国語教育を推進し、グローバル人材の育成に取り組む私立高等学校を支援します。【再掲】

ネイティブ・スピーカーとして外国語教育を担当する外国人教員、外国語教育を担当する教員の職務を助ける外国人職員を雇用している私立中学校を支援します。【再掲】

先進的英語教育の拠点となる県立高等学校 12 校をハブスクールとして指定し、指導方法の研究や地区別研修を行う「あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業」と、全ての英語科の教員を対象に、生徒の英語のコミュニケーション能力を向上させる指導技法を身に付けるための「英語教育指導者研修」を継続します。【再掲】

「英語教育推進リーダー」⁵を養成し、英語指導に当たる教員の資質向上のための研修を計画的に進めます。【再掲】

ハブスクール 12 校を核として、小・中・高の英語教育に携わる教員の合同研究・研修等、相互交流を促進し、連続性を持った英語の学びを実現します。【再掲】

ビクトリア州との間で行う教員の相互派遣事業や英語科の教員をビクトリア州に派遣する「英語教員スキルアップ研修」を今後も継続実施するなど、英語科の教員の資質と指導力の向上を図ります。【再掲】

多文化共生に向けた教育の充実

公立小・中学校における日本語教育適応学級担当教員の増員や、語学相談員による生活適応相談の充実を図ります。【再掲】

県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の拡充を図ります。【再掲】

県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜の実施校の拡大を図ります。【再掲】

就学前の子どもを対象としたプレスクールの設置を促進します。【再掲】

市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」⁶の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図ります。【再掲】

公立小・中学校において、「特別の教育課程」⁷による日本語指導を実施します。【再掲】

愛知県公立学校教員採用選考試験において、「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語）堪能者選考」を継続し、外国人児童生徒教育の充実のための人材を確保します。【再掲】

管理職や日本語教育適応学級担当教員を対象とした研修を充実します。【再掲】

5 英語教育推進リーダー：P.35 に掲載

6 日本語能力測定方法：P.43 に掲載

7 特別の教育課程：P.43 に掲載

「日本語学習支援基金」⁸の活用により、外国人学校に対して日本語指導者の雇用に関わる経費への支援や、日本語学習教材の購入費の支援を行います。【再掲】

「日本語学習支援基金」を活用した地域の日本語教室への助成や、日本語指導ボランティアの養成により、地域における日本語学習を支援します。【再掲】

子どもたちが自分の可能性を伸ばしていけるよう、日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを実施します。【再掲】

多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解の向上を図ります。

教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。【再掲】

8 日本語学習支援基金：P.43に掲載

4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

(20) 環境教育・ESDの推進

今日の環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を構築するためには、県民一人一人の環境保全に対する意識を高め、環境に配慮し行動することができる能力を身に付けるための環境教育を推進することが必要です。

また、近年、環境問題だけでなく、貧困、人権、平和、開発といった地球規模の課題が複雑につながりあい、深刻化する中で、これらの課題を各国が相互に協力して解決していくことが求められており、持続可能な開発のための教育（ESD）の充実は一層重要になっています。

とりわけ、本県においては、平成17年の愛知万博、平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議、平成26年のESDに関するユネスコ世界会議を経て、地域全体に高い環境意識が根付くとともに、ESDユネスコ世界会議開催を契機として、ユネスコスクール¹や大学、事業者、NPOなど多様な主体によるESDの取組の輪が広がりつつあります。

学校においてESDを進めるに当たっては、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、また、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育むこと、という二つの観点が必要であり、ESDの対象となる様々な課題をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から総合的に取り組んでいく必要があります。こうしたESDの取組を効果的に進めるためには、県民、学校と大学、事業者、NPOなど多様な機関との連携協働が必要です。

今後、環境教育をより進化させるためには、県民、事業者、NPO、行政、学校等の各主体が、他の主体の優良な取組を導入するなどして継続的・発展的に取組を進めるとともに、持続可能な社会づくりに必要な構成概念及び身に付けるべき能力・態度（ESDの視点）を踏まえて実施することが必要です。

施策体系

① 環境について学ぶ機会の充実

「愛知県環境学習等行動計画」²に基づく環境教育の推進、高等学校総合学科・普通科コース等における学習の推進、私立中学校・高等学校への支援

ESDの推進

ESDの視点に立った学習指導、ユネスコスクール交流会、関係機関との連携などによるESD活動の推進、私立高等学校への支援

施策の展開

環境について学ぶ機会の充実

「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、家庭・地域・職場等からなる「社会」、幼稚園・保育所・幼保連携型認定子ども園から大学に至るまでの様々な「学校等」において、県民、事業者、NPO、行政、学校等のそれぞれの主体が連携・協働して、環境教育を推進します。

幼稚園等や学校において、発達段階に応じて、環境学習施設、里山、里海などで、自然体験学習を実施するとともに、環境に関する出前授業や環境学習副読本などを活用して、気候変動、資源循環、再生可能エネルギー、自然科学等に関する学習を推進します。

自然科学や環境に関する県立高等学校の総合学科の系列や普通科コース等を中心に、地域をとりまく環境問題の解決に必要な知識や行動力を身に付ける学習を推進します。

講演会や体験活動等による環境教育を実施している私立中学校・高等学校を支援します。

ESDの推進

ESDの視点に立った学習指導や教員研修の充実を図ります。

「ユネスコスクール交流会」などにより、各学校のESD活動の一層の促進、質の向上を図るとともに、活動事例集などを活用し、ユネスコスクール以外の学校へのESDの普及・啓発を図ります。

中部ESD拠点（大学、企業、NGO、NPOなどによる協議会）と県教育委員会・県内ユネスコスクールが連携することで、持続可能な社会づくりを担うグローバルな人材を育成します。

「第4次愛知県環境基本計画」³に基づき、ESDユネスコ世界会議の成果を踏まえて、持続可能な未来のあいちの担い手「人づくり」を推進します。

ESDに関する教員研修、ユネスコスクールに加盟している私立高等学校を支援します。

-
- 1 ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。
 - 2 愛知県環境学習等行動計画：「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づき、平成25年2月に「愛知県環境学習等行動計画」を策定。「社会における環境学習の推進」「学校等における環境教育の推進」「連携・協働の強化」を3つの施策の柱として、環境学習等を推進し、「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」を目指す。計画期間は平成25年度～29年度（5年間）
 - 3 第4次愛知県環境基本計画：「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の3つのあいちを基調とした地域づくりを進め、2030年に向けた目標として、「県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指す計画。平成26年5月策定

4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

(21)「オリンピック・パラリンピック教育」の推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界最大のスポーツの祭典であり、トップアスリートの最高の技や、競技に臨む緊張感、本物の迫力を肌で感じることでできる絶好の機会です。

アスリートが生み出す興奮と感動は、子どもたちに大きな夢や希望を与えます。競い合い全力でプレーする姿からは、勝ち負けを越えて、チャレンジすることや目標に向かって努力することの尊さ、ルールを重んじることやフェアプレーの大切さを学ぶことができます。

また、オリンピック・パラリンピックは国や地域、言語や文化、障害の有無などを越えて人々が友好を深める場でもあります。様々な人々との交流は、子どもたちが、互いの違いを認め合い、共に生きることの重要性に気付く契機となります。

スポーツには、これからの世界を担う子どもたちを育てる力があります。スポーツを通して子どもたちの心身の向上を図るとともに、文化、国籍など様々な違いを乗り越え、平和でより良い世界の実現に貢献することのできる人材を育成することが望まれています。オリンピック・パラリンピックを通じて、人々が自己の在り方を高め、より良い社会を構築することを目指すというオリンピック・パラリンピック教育を推進する必要があります。

施策体系

オリンピック・パラリンピックそのものについての学びの充実

学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の実施

オリンピック・パラリンピックを通じた学びの推進

国際理解教育の推進、スポーツや運動への興味・関心の一層の喚起

施策の展開

オリンピック・パラリンピックそのものについての学びの充実

学習指導要領の改訂状況も踏まえつつ、総合的な学習の時間や、その他の幅広い教科・科目において、オリンピック・パラリンピックについての学習（歴史、オリンピック精神等に関する知識や選手の体験・エピソード等）を実施します。

幼児教育においても、幼児の発達段階に配慮しつつ、可能な範囲でオリンピック・パラリンピックに関する取組を実施するよう周知します。

オリンピック・パラリンピックを通じた学びの推進

オリンピック・パラリンピックを題材にした、諸外国の歴史・文化や外国語の学習等の国際理解教育を推進します。

おもてなしの心やボランティア精神を大会の遺産として生徒に根付かせるため、高校生を将来の国際ボランティアとして養成する取組の実施を検討します。

オリンピック選手やパラリンピック選手などのトップアスリートと一緒に運動に親しむことで、児童生徒のスポーツや運動に対する興味・関心を高め、体力の向上を図る取組を充実させます。

児童生徒を始めとした地域の人々が、アスリートや競技をより身近に感じ、関心を持つ機会ともなる事前合宿の誘致を、県内市町村や競技団体等の関係者と連携して取り組みます。

愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち」¹では、オリンピック・パラリンピックに関する講座・イベント等の情報の増加を図り、広く県民に学習情報を提供します。

東京オリンピック・パラリンピックに愛知県ゆかりの選手を多数輩出し、県民の一体感を醸成します。また、本県のスポーツ推進を支える好循環を創出するため、オリンピック・パラリンピック実施競技の日本代表レベルにある強化指定選手を対象にした競技力強化事業や次世代のスポーツ人材育成事業を実施します。

1 学びネットあいち：県、市町村、生涯学習関連施設等が有する学習講座等の学習情報をインターネットを通じて県民に総合的・一元的に提供する生涯学習情報システム

4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

(22) 伝統文化・文化財の継承と新たな文化の創造

国際社会の中で、自らが日本人であることを誇りに思いながら主体的に生きていくためには、日本の伝統文化への理解を深め、尊重する態度を育むことが大切です。日本の長い歴史の中で生み出され、育まれ、今日まで守り伝えられてきた文化財の保存を図り、次代に継承していくとともに、その魅力が県内外に伝わるよう公開・活用を推進していくことが求められます。

本県には、歴史的価値の高い文化財が数多く存在するとともに、地域に根ざした様々な祭礼や民俗芸能が伝承されており、その魅力を広く県民に発信し、伝統文化を尊重する気運を醸成していく活動も必要です。

また、本県が、世界的な都市間競争の中で存在感を発揮していくためには、国内外から人を惹きつける魅力やその発信が不可欠であり、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」¹の開催や、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造機能を強化することにより、新たな文化芸術を創造・発信し、本県発の世界的な交流・創造の展開を目指していくことが求められます。

そのためには、「文化芸術創造あいちづくり推進方針」²に基づき、文化芸術を担い、支える人づくりや、多様な個性・価値を実現する文化芸術の場づくりに取り組んでいくことが必要です。

施策体系

伝統文化や文化財に親しむ機会の充実

民俗芸能大会や伝統文化出張講座の開催、地域の文化を学ぶ体験学習の推進

伝統文化・文化財の保存・継承・魅力発信

山車文化の魅力発信、清洲貝殻山貝塚資料館の拡充整備、文化財群のパッケージ化による地域の活性化（日本遺産）

芸術創造・発信機能の強化

あいちトリエンナーレの開催、「第31回国民文化祭・あいち2016」³の開催

文化芸術の担い手・支え手づくり

子どもの文化芸術体験の機会の提供、高校生や若手芸術家の活動発表の場の提供

県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現

芸術系大学との連携の強化、文化活動団体等への支援の充実

1 あいちトリエンナーレ：3年に1度、愛知県で開催する国内最大級の国際的な現代アートの祭典（平成22年より開催）

2 文化芸術創造あいちづくり推進方針：平成19年に策定した、今後10年程度の愛知県の文化芸術政策の基本目標及び重点方向を定めた推進方針（平成25年3月に改訂）

3 第31回国民文化祭・あいち2016：全国各地で行われている各種の文化活動を全国的規模で発表、公演する機会を提供することにより、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを目的として、昭和61年度から毎年、各都道府県で開催されている文化の祭典（平成28年度：愛知県開催）

施策の展開

伝統文化や文化財に親しむ機会の充実

民俗芸能保存団体による民俗芸能大会や伝統文化出張講座の開催を通じて、保存団体の保存・継承への意欲や、県民の民俗芸能への興味・関心を高めます。

小・中学校において、地域の図書館、美術館、博物館等を活用した体験的な学習を行うことを通じて、自分の暮らしている地域の文化に対する子どもたちの理解を深めます。【再掲】

伝統文化・文化財の保存・継承・魅力発信

県内全ての山車まつりを対象としたネットワークを通じて、愛知の山車文化の魅力を発信するとともに、山車文化の気運の高揚を図ります。

東海地方を代表する弥生時代の集落遺跡である「朝日遺跡」を紹介する清洲貝殻山貝塚資料館について、地域のにぎわいを創出する施設となるよう、拡充整備を進めます。

県内に点在する様々な文化財群を、地域に受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下にパッケージ化します。そして、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に向けて戦略的にその魅力を発信し、地域の活性化を図ります。（日本遺産）

芸術創造・発信機能の強化

国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」を継続して開催するとともに、愛知芸術文化センターにおいて、質の高い発信力のある舞台芸術公演や美術展等を開催します。

「第31回国民文化祭・あいち2016」を開催し、地域の文化に親しむ機会を提供するとともに、文化活動への参加の意欲を喚起します。

愛知芸術文化センターの施設設備全般の老朽化に対応するため、計画的な改修を実施します。

文化芸術の担い手・支え手づくり

アートフェスタ（愛知県高等学校総合文化祭）の開催により、高校生に文化芸術活動の発表の場を提供し、文化芸術への関心を高め、豊かな創造性の育成を図ります。

愛知芸術文化センター及び県陶磁美術館での子ども向け参加型プログラムの実施などにより、子どもが文化芸術を体験する機会を提供します。

愛知県立芸術大学における教育研究の充実を図るとともに、若手芸術家の活動発表の場を提供する「アーツ・チャレンジ」の開催等を通じて、新進芸術家の育成を支援します。

学校における伝統文化の継承や、芸術振興の取組を進めます。

あいちトリエンナーレにおいて、子どもが現代美術に触れ、アートを体感できる普及・教育プログラムを実施します。

県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現

地元の芸術系大学との連携を強化し、大学の研究成果の社会還元促進や、県民ニーズに対応した演奏会、講演会、美術展の開催等に取り組みます。

県内を拠点に活動している文化活動団体、及び地域の文化振興に資する団体による自主的・自発的な文化活動を支援します。

愛知芸術文化センター及び県陶磁美術館のホールやギャラリーを、文化芸術団体などの活動発表の場として活用し、文化芸術に関わる多様な交流・創造を進めます。

4 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します

(23) 生涯学習・スポーツの推進

私たちは、ライフステージや置かれた状況に応じて、生涯にわたって自発的・主体的に学び続けるとともに、学んだ成果を様々な場面で生かしていくことで、より豊かで充実した人生を送ることができます。

また、学習の過程や、学習成果を生かす際に生まれる人々との交流は、地域のつながりが希薄になっている現代において、地域のきずなづくりや活性化につながるものとして期待されます。

読書は、生涯にわたる学習の基盤となるものであり、読書によって磨かれた感性や読書で培った教養は、人生を、より味わい深いものにします。本を読む習慣を身に付けるためには、子どもの頃に読書の楽しさを知り、読書を好きになることが重要です。

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすとともに、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促します。また、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を築くために欠くことのできないものです。

私たちが自己を高め、生きがいのある人生を過ごすためには、生涯学習やスポーツを一層推進する必要があります。

また、男女の別を問わず全ての人が、生涯にわたって心豊かで充実した生活を送るためには、男性と女性が共に仕事と家庭生活、地域活動のバランスをとり、責任を分担しながら、支え合う社会を実現することが必要です。

施策体系

生涯にわたって学ぶ環境の充実

公民館活動の支援、生涯学習情報の提供

読書に親しむ態度の育成

本に親しむ機会の充実、学校図書館の充実

スポーツに参加する機会の充実

スポーツ教室等の開催、スポーツ大会の招致・育成

男女共同参画の推進

男女共同参画に係る学習機会の提供、ワーク・ライフ・バランスの普及促進

施策の展開

生涯にわたって学ぶ環境の充実

地域住民の学習を保障する拠点であるとともに、地域づくり・人づくりの拠点となる公民館の活動を支援します。

親が子育てなどの家庭における課題に主体的に対応できるように、地域や学校等で「親の学び」学習プログラムを活用した講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。

愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち¹」について、学習情報の情報提供機関数の増加を図るなど、県民への生涯学習に関する情報の提供を積極的に行っていきます。

地域社会における生涯学習の振興のため、公開講座の開催や図書館・パソコンルームなどの学校施設の開放を積極的に行っている私立高等学校を支援します。

読書に親しむ態度の育成

市町村における乳幼児検診の機会などを通じて、ブックスタート事業²の実施や絵本の紹介リーフレットの配布など、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業の推進を図ります。

幼稚園、保育所等での絵本の読み聞かせや、一斉読書、読書集会、読書週間³等における読書活動など、幼児児童生徒が進んで本に親しむことができる機会を充実します。

図書の整備・充実、公立図書館との連携などにより、子どもたちが通いたくなる魅力ある学校図書館づくりを推進します。

スポーツに参加する機会の充実

県・市町村や各競技団体が連携し、親子や家族が共に参加することができるスポーツ教室やスポーツイベントを開催するなど、成人のスポーツ参加機会の拡充を図ります。

スポーツ大会の持つ情報発信力や集客力により、地域の活性化を図るとともに、県民の夢と希望を育むため、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会の招致・育成を積極的に推進します。

男女共同参画の推進

愛知県女性総合センター（ウィルあいち）⁴を拠点に、男女共同参画社会の実現に向けた講座を開催するなど、男女共同参画に関する学習機会の提供を行います。

「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」⁵で策定する「あいち仕事と生活の調和行動計画 2016-2020」に基づく取組を官民一体となって進め、仕事と生活を両立できる職場環境づくりを促進します。

1 学びネットあいち：P.77に掲載

2 ブックスタート事業：市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、受診した全ての親子に対し、赤ちゃんや絵本に親しむことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で配布する事業

3 読書週間：10月27日から11月9日まで（文化の日を中心にした2週間）の、読書を推進する行事が集中して行われる期間

4 愛知県女性総合センター（ウィルあいち）：平成8年5月に名古屋市東区に開館した、愛知県の男女共同参画社会づくりの拠点施設

5 あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会：仕事と生活の調和の実現を目指し、官民一体の取組を進めるために、労働団体、経済団体、行政機関及び有識者を構成員として設置した協議会

5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

(24) 教員の養成・採用・研修の改善

学校における教育活動の充実のためには、教職に対する強い情熱を持ち、指導力に優れ、人間性の豊かな教員の確保とともに、教員のさらなる資質・能力の向上が必要です。

昭和50年代に数多く採用された教員が退職期を迎える中、校内研修におけるベテラン教員の実践の継承による若手教員の指導力の向上に取り組むとともに、優秀な教員を確保するための新たな方策を打ち出すことが必要です。さらに、授業におけるアクティブ・ラーニング¹ やユニバーサルデザイン² の取組の推進、英語教育・道徳教育・ICT³ 教育の充実など、学校を取り巻く多種多様な課題に対応していくための研修を充実していくことが必要です。

教員の採用においては、幅広い視野を持ち個性豊かでたくましい人材を教員として確保することとあわせて、一層多様化している子どもたちの興味・関心に対応するため、教科や指導法について、より高い専門性を持った人材を確保することも重要です。

また、変化の激しい社会を生き抜いていける力を子どもたちに育成していくためには、教員自身が常に学び続ける意識を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていくことが必要です。

平成27年12月には、中央教育審議会により、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」が取りまとめられ、教員研修の機会の確保や研修制度、研修体制等を見直す必要性が示されました。

教員が教職生活の全体を通じて資質・能力を向上させていくためには、養成・採用・研修の各段階において、大学と教育委員会が連携しつつ、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくことが求められます。

施策体系

大学との連携による人材の養成

学校インターンシップの導入、「教員育成協議会」(仮称)⁴の創設

優秀な教員の確保に向けた多様な選考の推進

特別選考の充実、PR活動の強化

「わかる授業」の実現や多種多様な課題への対応に向けた研修の拡充

校内研修の充実に向けた教員の育成、アクティブ・ラーニングやユニバーサルデザインの授業などの研修の充実、学校を取り巻く多種多様な課題への対応に向けた研修の充実

教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化

愛知県総合教育センターの機能強化に向けた検討、教育委員会事務局体制の強化

1 アクティブ・ラーニング：P.6に掲載

2 ユニバーサルデザインの授業：P.32に掲載

3 ICT：P.11に掲載

大学との連携による人材の養成

国の検討状況を踏まえ、大学との連携による学校インターンシップの導入に向けた検討を進めるなど、教職課程の学生に対する学校現場の体験機会等の充実を図ります。

国の検討状況を踏まえ、大学と教育委員会を主たる構成員とする「教員育成協議会」(仮称)の創設を検討します。

- ・ 教員に求められる能力を明確化する「教員育成指標」⁵を策定します。
- ・ 「教員育成指標」を踏まえた体系的な教員研修計画を策定します。

優秀な教員の確保に向けた多様な選考の推進

教員としての適格性を有する多様な人材の確保に向けて、特別選考の充実を図ります。教員採用試験の受験者数の増加に向けたPR活動を強化します。

「わかる授業」の実現や多種多様な課題への対応に向けた研修の拡充

学校内のミドルリーダーとなる人材を育成することにより、校内研修の充実を図ります。

アクティブ・ラーニングやユニバーサルデザインの授業などの研修を充実します。【再掲】

「英語教育推進リーダー」を養成し、英語指導に当たる教員の資質向上のための研修を計画的に進めます。【再掲】

高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修を実施します。

【再掲】

ICTの活用方法や指導方法等について教員研修を行い、指導能力の向上に努めます。【再掲】

特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を充実します。【再掲】

日本語教育適応学級担当教員を対象とした研修を充実します。【再掲】

メンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた研修を充実します。

実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。【再掲】

教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化

研修の中核的な役割を担う愛知県総合教育センターの機能強化に向けた検討を行います。

体系的な教員研修計画の推進に向け、教育委員会事務局体制の強化を図ります。

4 教員育成協議会(仮称):教育委員会と大学等が相互に議論し、養成や研修の内容を調整するための制度として創設される協議会。平成27年12月21日付け中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」においては、「教員育成指標及び教員研修計画同様、各都道府県において必ず取り組まれることが必要」であり、「おおむね都道府県、政令指定都市の教育委員会単位で組織するもの」とされている。

5 教員育成指標:高度専門職業人として教職キャリア全体を俯瞰しつつ、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力の明確化のため、各都道府県等が整備する指標。上記答申において、教員育成協議会(仮称)で、「教育委員会と大学その他の関係者が教員の育成ビジョンを共有するため教員育成指標を協議し共有する」とされている。

5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

(25) 開かれた学校づくりと多忙化解消への支援

社会の在り方が大きく変化する中で、日々、複雑化・多様化する教育課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が責任を分かち合い、連携協力しながら、社会総がかりで地域の子どもたちの教育に取り組んでいくことが重要になっており、学校には、新たに地域づくりの中核としての役割を果たしていくことが期待されています。地域の様々な人々が学校を支援するとともに、学校が地域コミュニティの新たな中心になるという、時代の変化を踏まえた新たな学校の姿を構築していく必要があります。

地域による学校支援の仕組みとしては、地域人材と連携し学校の教育活動を支援する学校支援地域本部¹や、保護者・地域住民が参画し学校運営の改善を図るコミュニティ・スクール²などの制度がありますが、導入に当たっては、それぞれの地域の実情に合った方法を選択していくことが大切です。

発達段階に応じた子どもの学びをより確かなものにしていくためには、地域の中で、設置者の壁を越えて、異なる学校種間・設置者間の連携を今以上に強めることも必要であり、学校の教職員には、これまで以上に地域や他機関の人たちと協働しながら、子どもたちの教育に取り組んでいくことが求められます。

しかし、2013年に実施された国際調査³によれば、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は53.9時間と、諸外国中、最も長い状況にあり、本県の教職員も、日夜、多忙な状況の中で、教材研究、校務、部活動などの教育活動に従事しています。さらに、平成32年度から本格実施が見込まれる次期学習指導要領の改訂に向け、教職員には、これまで以上に授業づくりを始めとした教育活動の質の向上が求められることとなります。

教職員の多忙な状況を改善し、子どもとしっかりと向き合う時間を確保することは、教職員の健康の確保に関わる問題であると同時に、本県の教育水準の維持・向上に関わる重要な課題として捉える必要があります。県と市町村教育委員会が共通の問題認識を持ち、改善に向けた取組を強力に進めていく必要があります。

これからの時代に求められる学校、家庭、地域の役割とは何かについて、改めて県民とともに考え、認識の共有を図りながら、本県の教育の充実を図っていく必要があります。

施策体系

地域による学校への支援体制づくりの推進

学校支援地域本部のコーディネーター配置、コミュニティ・スクールの研究・促進

地域人材の活用

部活動指導員（仮称）⁴の配置に向けた検討、学校支援などに参加する人材の育成、私立高等学校への支援

学校を核とした地域づくり

地縁的組織やNPOとの連携、学校の特色ある教育活動の情報発信

異なる学校種間・設置者間の連携

幼児教育と小学校教育との連携の推進、中高一貫教育の推進、教員間交流の推進、私立高等学校における高大連携への支援、公私間連携の推進

へき地教育の振興

小規模校における教員配置の充実、人口減少地域における中高一貫教育の推進、小規模校の教育活動への支援、地元企業への就業促進

教職員の多忙化解消に向けた取組の推進

県と市町村教育委員会による在校時間等の実態把握と情報共有、多忙化解消プラン（仮称）の策定、管理職の組織マネジメント力の向上、専門スタッフの配置等によるチーム学校の実現
教職員のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックによるセルフケアの促進と職場環境の改善、管理職によるラインケアの推進、専門スタッフ等による支援

施策の展開

地域による学校への支援体制づくりの推進

学校支援地域本部等にコーディネーターを配置します。

学校を支援する仕組みとしてのコミュニティ・スクールの設置に向けた研究を進めるとともに設置の促進を図ります。

地域人材の活用

国の検討状況を踏まえながら「部活動指導員（仮称）」の配置の検討も含め、部活動専門指導員の配置の拡充を検討します。

学校支援などの地域活動に参加する人材の育成を図ります。

地域未来塾⁵による学習支援を推進します。【再掲】

語学相談員・外国人生徒教育支援員を配置し、外国人児童生徒を支援します。【再掲】

特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒を支援します。【再掲】

実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。

【再掲】

1 学校支援地域本部：学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的に学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織。国は、平成28年度から「地域学校協働本部（仮称）」に改組することを予定している。

2 コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該学校の所在する地域の住民や保護者等で構成される委員が学校の運営に関して協議する機関を置く学校

3 国際調査：OECD国際教員指導環境調査（TALIS）学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査で、2013年に実施された第2回調査では、日本を含む34か国・地域が参加

学校を核とした地域づくり

地縁的組織との協力関係の構築を図ります。

NPOと連携した地域課題解決型アクティブ・ラーニング等の取組を推進します。

学校の特色ある教育活動等の情報発信を推進します。

異なる学校種間・設置者間の連携

幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園⁶と小学校との交流活動・合同研修の実施や、幼児期と児童期のつながりを意識した教育活動の在り方について普及・啓発するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な連携を図ります。【再掲】

生徒の個性や創造性を伸ばす中等教育学校や併設型中高一貫教育校についての研究を進めます。【再掲】

中学校から高等学校への接続を円滑に行うため、教員間の交流を推進するとともに、高等学校の魅力中学生や中学校の教員に伝える機会を積極的に設けます。

高大連携の取組を実施している私立高等学校を支援します。

公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施の検討や、公私間協議により、高等学校の募集定員における欠員について具体的な改善策の検討を行います。

へき地教育の振興

児童生徒が減少する地域の小規模校において、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る教員の配置を継続するとともに、連携型の中高一貫教育を行う中学校において、連携教育の推進に必要な教員の配置を継続するなど、人口減少地域における教育の充実を図ります。【再掲】

人口減少地域における連携型中高一貫教育の新たな実施について検討します。

へき地教育の振興を図るため、小規模校の児童生徒が地域の枠を越えて行う集合学習や、地域と都市の学校との交流活動、スクールバス運営への支援を行います。

山間地域の若者の地元企業への就職を促進するため、商工会や市町村と連携しながら、地元企業における中学生や高校生の職場体験の受入れを促進していきます。

4 部活動指導員（仮称）：平成 27 年 12 月中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）の中で「国は、（略）教員に加え、部活動の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上に位置づけることを検討する。」としている。

5 地域未来塾：P.45 に掲載

6 幼保連携型認定こども園：P.17 に掲載

教職員の多忙化解消に向けた取組の推進

県と市町村教育委員会が連携し、小・中・県立学校教員の在校時間等の実態把握に努め、情報を共有する仕組みを設けます。

有識者、県、市町村教育委員会関係者等による「教員の多忙化解消プロジェクトチーム（仮称）」（PT）を設置し、多忙化の主な要因となっている部活動を始めとする業務の在り方、多忙化解消に向けた取組内容、厚生労働省の基準⁷等を踏まえた取組目標の設定について検討を行い、「教員の多忙化解消プラン（仮称）」を早期に策定します。PTでは、学校ごとの姿勢を明らかにする取組（多忙化解消に向けた取組を学校経営案に位置付ける等）や、取組実践検証校により取組の効果を検証するなど、プランの実効性を担保する方法についても検討します。

校長等管理職を対象に、労働関係法令等を踏まえた適切な労働時間管理に関する研修を行うなど、管理職の組織マネジメント力の向上を図ります。

県・市町村教育委員会による会議、調査・報告、研修、研究指定校の不断の見直しを図ります。

教員以外の専門スタッフの配置や、学校事務職員の業務の標準化、学校事務の共同実施⁸の一層の推進を図るなど、教員が抱える業務の分散化を図りつつ、チーム学校の実現を目指します。

国の教育改革や、教育諸施策の推進に当たっては、学校の実情に配慮した人的、経費的措置を行うよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に働きかけていきます。

教職員のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックにより教職員のセルフケアを促進し、必要に応じて医師の面接指導や職場環境の改善を行うなど、メンタルヘルス不調の予防、早期発見・早期対応に努めます。

校長等管理職を対象に、教職員のメンタルヘルス対策に関する研修を行うなど、学校におけるラインケアの推進を図ります。

保健師や臨床心理士など専門スタッフや専門機関による相談体制の充実を図ります。

7 厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

8 学校事務の共同実施：学校における業務改善を進めるため、拠点校に各学校の事務職員が定期的集まって共同で事務処理や学校運営の支援を行うもの

5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

(26) 学校施設・設備の充実

学校施設は、児童生徒の安全確保を図るため、また、災害時には応急避難場所としての役割を果たすため、東日本大震災等の際に多くの学校で被害のあった天井材、内・外装材、照明器具などのいわゆる非構造部材も含め、早期の耐震化の完了や防災機能の強化が求められています。

また、公立学校の施設の老朽化が深刻になっており、安心して豊かな教育環境を整備するための老朽化対策を推進していくことが必要です。

一方で、「ものづくり愛知」を支える科学技術教育の一層の充実を図るため、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を進めていくことができる理科教育環境や、高等学校職業学科における産業教育施設・設備の充実が求められています。

あわせて、情報化が急速に進む中で、情報及び情報手段を主体的に選択して活用する能力を育成するために、時代に対応したICT¹環境の整備を図っていくことや、インクルーシブ教育システム²を構築していくために、特別な支援を要する子どものための環境整備の充実を図っていくことが重要です。

また、児童生徒の減少が見込まれる地域においても、学校が地域コミュニティの核としての性格を有することも踏まえ、学校の規模や通学距離、通学時間などにも考慮しつつ、地域の実情に応じて、必要な施設・設備の充実を図る必要があります。

施策体系

学校施設の耐震化や防災機能の強化

非構造部材の耐震化の推進、緊急地震速報受信システムなどの整備の推進

老朽化対策を軸とした施設整備の推進

「県立学校施設の長寿命化計画」の策定、市町村立学校の改修事業への支援、私立学校における改築への支援

「ものづくり愛知」を支える理科教育・産業教育環境の充実

理科教育設備や実習用設備の計画的な整備の推進

ICT機器などの教育環境の整備の推進

無線LANやタブレット端末等の整備の推進、県立高等学校へのプレゼンテーションルームの整備の推進

特別な支援を要する子どものための教育環境の充実

新たな知的障害特別支援学校の設置の推進、スクールバスの整備の推進、インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の充実に関する検討

生徒のニーズや人口減少地域に配慮した県立高等学校の配置

様々なタイプの高等学校の配置、地域の実情を踏まえた学校配置の検討

施策の展開

学校施設の耐震化や防災機能の強化

公立学校施設における天井材など非構造部材の耐震化を進めるとともに、災害発生時の応急避難場所としての役割を果たすための防災機能の強化を図ります。

県立高等学校への緊急地震速報受信システムの設置を検討するとともに、聾学校における緊急放送の視覚伝達装置の整備を図ります。

私立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校における非構造部材の耐震化とともに、耐震に伴う改築や危険建物の改築を支援します。

老朽化対策を軸とした施設整備の推進

県立学校の老朽化対策を軸とする「県立学校施設の長寿命化計画」を策定し、改修や改築に取り組むとともに、市町村による市町村立学校の改修事業を支援します。

私立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校における老朽化に伴う改築を支援します。

「ものづくり愛知」を支える理科教育・産業教育環境の充実

実物に触れて探究的な学習を実施することができる理科教育設備の充実や、県立高等学校の職業学科における実習用設備の計画的な整備を図ります。【再掲】

ICT機器などの教育環境の整備の推進

ICTを活用した授業の推進に向けて、国の動向も踏まえながら、無線LANやタブレット端末等の整備を進めるとともに、情報セキュリティの確保や情報化担当教員の負担軽減を図るためのクラウド化に向けた検討を進めます。【再掲】

施設の改修等に併せて、県立高等学校へプレゼンテーションルームを整備するなど、教育環境の充実を図ります。【再掲】

教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。【再掲】

特別な支援を要する子どものための教育環境の充実

新たな知的障害特別支援学校の設置を推進します。【再掲】

小・中学校や高等学校の余裕教室などを活用した分校、分教室の設置を検討します。【再掲】

スクールバスの整備を推進します。【再掲】

インクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の充実に関する検討を行います。【再掲】

生徒のニーズや人口減少地域に配慮した県立高等学校の配置

生徒のニーズを踏まえた様々なタイプの高等学校の配置を進めます。【再掲】

生徒が減少する地域の実情を踏まえた将来的な学校配置の検討を行います。【再掲】

1 ICT：P11に掲載

2 インクルーシブ教育システム：P30に掲載

5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

(27) 大学等高等教育の振興

近年、国公立全ての大学は、地域貢献や人材育成の役割を強く求められていることから、地域の大学が連携した取組を推進することにより、教育に関わる多様な課題に対応していくことが重要です。

例えば、グローバル社会で求められる論理的な思考力・判断力・表現力を育成していくためには、大学が高等学校と連携し、高校生が大学の先進的な教育を受けることができる機会を積極的に提供していくことが求められています。

また、大学による地域貢献活動が展開される中、小・中学校における放課後の学習活動や、中学校や高等学校の部活動などに対する大学生の支援が必要とされており、地域の大学との連携を強化し、教育活動の充実を図っていく必要があります。

さらには、教員の資質・能力の向上のためには、教員養成学部を有する大学の役割が非常に大きいため、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成や、現職教員の教師力の向上への支援を呼びかけていく必要があります。

県立の大学においては、地域・世界に貢献できる人材を育成する教育の充実に重点的に取り組むこととし、教育現場との連携を強化して県全体の教育水準の向上に資するとともに、学生だけではなく、県民の学ぶ意欲にも十分に応えていくことが重要です。

施策体系

大学との連携による教育活動の充実

高校生への先進的な理数教育の機会の提供、地域のスポーツ活動や中学校、高等学校の部活動への支援、県内大学・私立高等学校・県教育委員会の連携による具体的な取組の検討、愛知県総合教育センターと大学との連携による共同研究・教員研修の推進

県立の大学の充実

愛知県立大学における高大連携の取組の推進、愛知県立大学及び愛知県立芸術大学における地域向け講座の開催

大学との連携による教育活動の充実

大学との連携により、高等学校で学ぶことができない先進的な理数教育を受ける機会を高校生に提供します。【再掲】

大学との連携により、地域住民を対象としたスポーツ活動や、中学校や高等学校及び特別支援学校における部活動への支援を充実します。

Webページ「あいちの学校連携ネット」¹の運用により、大学が行う高校生向けの講座情報や、市町村が募集する小・中学校の学校現場で学習支援を行う学生ボランティア活動の情報を提供します。

県内全ての4年制大学や私立高等学校関係者、県教育委員会により構成される会議を開催し、相互の連携による具体的な取組の推進について意見交換を行います。

大学と教育委員会を主たる構成員とする「教員育成協議会」(仮称)²を創設し、教員に求められる能力を明確化する「教員育成指標」³を策定します。【再掲】

多様な教育課題への対応に向けた共同研究や教員研修などについて、愛知県総合教育センターと大学との連携を推進します。

大学教授を講師とした講義や研究協議を設け、外国人児童生徒の教育に関する専門的な知識を身に付ける機会を提供します。

県立の大学の充実

愛知県立大学における高校生対象講座や、高等学校への出張講義などの高大連携の取組の推進を図るとともに、県教育委員会との連携により、教育現場の今日的課題の解決や、教科指導力の強化など、教員養成と教員研修の両方に資する研修の充実を図ります。あわせて、高等学校と大学が協同して作り上げる新たな取組についての検討を進めます。

愛知県立大学において、最先端の学術研究を反映した専門性の高い講演会や講座を地域の方向けに実施します。

愛知県立芸術大学において、芸術講座の開催などを通じて、地域の芸術文化の発展に貢献します。

1 あいちの学校連携ネット：県内の各大学が行う高校生向け講座や教員免許更新講習・教員向けの公開講座などの情報を集約し、高校生や教職員が検索できるとともに、小・中学校の学校現場で学習支援を行う大学生や教員研修・共同研究に協力できる大学教員の募集案内などの情報を掲載するWebページ

2 教員育成協議会(仮称)：P.83に掲載

3 教員育成指標：P.83に掲載

5 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

(28) 私立学校の振興

本県の私立学校は、幼稚園では89%、高等学校では32%、専修学校では94%の園児生徒が在籍するなど、公立学校とともに公教育において重要な役割を果たしています。

そこで、教育条件の維持向上及び私学経営の健全化を図ることを目的として、私立学校に対して学校教育に必要な経費の一部を助成するとともに、保護者の学費負担の軽減を図ります。

県全体で取り組むべき教育課題の解決に向けて、公立学校と私立学校が連携・協力を図っていきます。

私立学校では建学の精神に基づいた特色ある教育を展開しており、質の高い幼児教育を行う幼稚園、産業人材を育成する専修学校専門課程、外国人児童生徒の学びの場となる外国人学校を含む各種学校など、県民が多様な教育を受ける機会を確保し、個々の幼児児童生徒がそれぞれの能力・適性にふさわしい教育を受けることが可能となるよう環境を整えていきます。

施策体系

私立学校に対する助成

教育条件の維持向上と私学経営の健全化

私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減

授業料等の負担軽減

公私の連携

公私間の協議の推進、教育委員会が主催する研修等への参加の検討

多様な教育を受ける機会の確保

幼児教育の充実、専修学校への支援、外国人学校への支援

私立学校に対する助成

保護者負担の軽減、教育条件の維持向上及び私学経営の健全化を図るため、幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校など学校種別を問わず、学校教育を行うために必要な経常的経費の一部を助成します。

各種補助事業の実施状況について検査を実施し、各種補助金の適正かつ効率的運用を期するとともに、私立学校における経営の健全化及び経理の適正化を図っていきます。

私立学校に通う生徒の保護者負担の軽減

私立学校に通う生徒の保護者の授業料等の負担軽減を図り、修学を一層容易にします。

公私の連携

愛知県公立高等学校設置者会議を始めとした様々な機会を通して、公私間の協議や情報交換を行っていきます。

幼児教育や特別支援教育など、公立学校と私立学校に共通する教育課題について、公私が共に協議を行う体制づくりについて検討していきます。

公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施について検討していきます。【再掲】

多様な教育を受ける機会の確保

地域において私立幼稚園が実施する幼児教育に関する各種講座、保護者に対する教育相談などの活動を支援し、幼児教育の充実に努めます。

実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う専修学校における幅広い分野でのスペシャリスト育成や成長分野での中核的な人材育成に対する支援を行います。

私立専修学校の専門課程修了者に対する専門士の称号付与や、職業実践専門課程の認定についての周知を図ります。

外国人の子どもの教育機会を確保し、教育環境の充実に図るため、外国人学校の支援を行います。



「あいちさんフェスタ」で活動する高校生



科学で競う中学生 ～「あいち科学の甲子園ジュニア 2015」～

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進に当たって
- 2 指標の設定

参考資料

- 1 策定の経緯
- 2 県政世論調査（概要）
- 3 教育基本法

1 計画の推進に当たって

本計画の推進に当たっては、P.17・18「第1章 4 基本的な取組を推進するに当たっての四つの視点」の(2)・(3)に記したとおり、各市町村等多様な主体を尊重しつつ連携を強化していきます。

施策・事業の企画・実施・評価・改善というPDCAサイクルを確立し、取組を真に実効性のあるものにしていくために、教育に関して学識経験を有する方々の知見の活用を図りながら、毎年度、その進捗状況について点検・評価を行います。その上で、必要に応じて施策・事業の見直しを行うなど、計画のさらなる充実に取り組んでいきます。

2 指標の設定

指 標		現 況		目 標	
		年度	数 値	年度	数 値
1. 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします					
(1)	学力・学習状況充実プランの改善の指針を踏まえて、学力向上に向けた教育活動を進めている小・中学校の割合	27	-	32	100%
(2)	授業改善に関する指標				
	ア「授業のはじめに目標(めあて・ねらい)が示されていたと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：83.6% 中：74.4%	毎年度	前回調査上回る
	イ「学級の友達との間で話し合う活動をよく行っていたと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：82.9% 中：75.5%		
	ウ「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：68.7% 中：52.3%		
(3)	進学や就職等進路が決まらないまま卒業する中学生の人数・割合	26	767人 1.04%	毎年度	前年度下回る
(4)	中学校から高等学校への支援情報の引継率	27	60.3%	毎年度	前年度上回る
(5)	肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの乗車時間	27	60分以上の生徒数 161人	30	最大60分程度
(6)	特別支援学校高等部卒業生の一般就労の就職率	26	36.7%	32	50%
(7)	外国人の子どものプレスクール実施市町村数	26	15市町村	32	増加
(8)	地域未来塾の実施市町村数	27	2市町村	毎年度	増加
2. 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます					
(1)	道徳性・社会性、魅力ある学校に関する指標				
	ア「学校のきまりを守っていますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：91.9% 中：95.3%	毎年度	前回調査上回る
	イ「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：75.8% 中：68.6%		
	ウ「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小：87.1% 中：81.7%		

指 標		現 況		目 標	
		年度	数 値	年度	数 値
(2)	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	27	小:95.8% 中:93.0%	毎年度	前回調査上回る
(3)	愛知県内の学校(国公立小・中・高・特別支援学校)におけるいじめの解消率	26	82.5%	32	100%
(4)	公立小・中・高等学校におけるスクールソーシャルワーカー(SSW)及びスクールカウンセラー(SC)の配置人数	25	SSW:20人 SC:523人	毎年度	増加
3. 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます					
(1)	「親の学び」学習プログラム活用講座参加人数	26	2,317	毎年度	2,000人以上
(2)	放課後児童クラブ児童の放課後子ども教室等教育プログラムへの参加が可能な小学校区の割合	26	37.1%	32	100%
(3)	幼稚園等と連携・接続している小学校の割合	26	57%	32	75%
(4)	学校給食における年間に使用した県産食品の種類	26	54種類	32	60種類以上
(5)	薬物乱用教室を実施した公立小・中学校の割合	26	小:65.5% 中:88.4%	毎年度	前年度上回る
(6)	県内小学校における体力向上運動プログラムの活用状況	27	57.6%	32	80%以上
4. 未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します					
(1)	県立全日制高等学校におけるインターンシップ等に参加した生徒数	26	11,286人	32	18,000人
(2)	キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	27	66.6%	32	100%
(3)	「外国語が話せるようになって自分で外国に行ってみたいですか」の問いに対して肯定的に回答する児童生徒の割合	24	小:72.7% 中:59.2% 高:62.4%	毎年度	前回調査上回る
(4)	高校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	27	30.0%	32	50%以上
(5)	生涯学習情報システムアクセス数	26	187,606件	毎年度	前年度上回る
(6)	2020年東京オリンピック競技大会への愛知県ゆかりの選手の輩出数	24	ロンドン大会 20人	32	80人以上
(7)	2020年東京パラリンピック競技大会への愛知県ゆかりの選手の輩出数	24	ロンドン大会 8人	32	15人以上
5. 学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます					
(1)	授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	26	64.9%	32	80%
(2)	愛知県総合教育センターにおける研修・講座等に学生が参観する取組に参加する大学数	27	3校	32	8校
(3)	三河山間地域における中高連携を通じた交流事業数	25	3件	32	6件
(4)	学校支援ボランティアの実施校の割合	25	小:96% 中:76%	32	各100%
(5)	教員の多忙化解消に向けた取組を学校経営案に位置付けている県立学校の割合			32	100%
(6)	市町村教育委員会において、教員の多忙化解消に向けた方針を策定し、取組を進めている市町村数			32	全市町村

参考資料

1 策定の経緯

(1) 第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議における審議
有識者 21 名による検討会議を設置し、計画案を検討した。（設置要項、委員名簿は別記）

(2) 策定までの流れ

月 日	会 議	内 容
平成 27 年 4 月 17 日	第 1 回 愛知県総合教育会議	
5 月 29 日	第 1 回検討会議	・計画の策定と教育課題について
7 月 7 日	第 1 部会	・「あいちの人間像」について ・学校種間の連携について
7 月 9 日	第 2 部会	・キャリア教育について ・世界にはばたく人材の育成について
7 月 10 日	第 3 部会	・教員への支援について ・多様な児童生徒及び保護者に対する支援について
8 月 24 日	第 2 回 愛知県総合教育会議	
10 月 1 日	第 2 回検討会議	・骨子案について ・取組の柱と施策の展開について
11 月 18 日	第 3 回検討会議	・中間とりまとめ案について
11 月 26 日	第 3 回 愛知県総合教育会議	
12 月 3 日	パブリックコメント	・提出人数 38 人、提出件数 98 件 （平成 28 年 1 月 4 日まで）
平成 28 年 1 月 20 日	第 4 回検討会議	・最終とりまとめ案について
2 月 8 日	教育委員会会議	・第三次愛知県教育振興基本計画の決定
2 月 9 日	第 4 回 愛知県総合教育会議	・教育に関する「大綱」の策定
2 月	第三次愛知県教育振興基本計画の策定	

【別記】

第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議設置要項

（目的）

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく愛知県の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を検討するため、第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、基本計画の中でも根幹となる方針の部分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく愛知県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とすることを念頭において検討するものとする。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）基本計画の検討に関すること。
- （2）その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会議には座長及び副座長を置く。座長、副座長は委員の中から互選する。
- 3 教育委員会教育長及び県民生活部長は、必要に応じて、専門的な事項について検討するための部会を設置することができる。

（運営）

第4条 検討会議は教育委員会教育長及び県民生活部長が召集するものとする。

- 2 座長は、会議を総括し、会議の進行に当たる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合及び会議を公開することにより、会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合であつて、検討会議で、一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- 2 会議の傍聴について必要な事項は別途定める。

（設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は平成27年5月11日から平成28年3月31日までとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、県民生活部学事振興課の協力を得て、教育委員会事務局管理部総務課教育企画室において処理する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月11日から施行する。

第三次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議 委員名簿

氏名	所属	役職	備考
池田 滋幸(第1回) 三浦 那智(第2~4回)	愛知県小中学校PTA連絡協議会	会長	
石田 正城	愛知県私学協会	会長	第2部会
犬塚 尚美	特定非営利活動法人 キャリアデザインフォーラム	代表理事	第2部会
小川 和夫	愛知県公立高等学校長会	会長	第1部会
加藤 千博	愛知県小中学校長会	会長	第1部会
加藤 正俊	愛知県都市教育長協議会	会長	第3部会
國枝 秀世	名古屋大学	理事・副総長	座長
齋藤 善郎	愛知県私立幼稚園連盟	副会長	第1部会
柴田 好章	名古屋大学	大学院教育発達科学研究科 教育科学専攻 教授	第3部会長
清水 順三	愛知県経営者協会	会長	第2部会
白井 正康	愛知教育大学	理事 地域連携センター長	第2部会長
杉山 美津夫	名古屋市立白鳥小学校	教諭	
鈴木 眞二	愛知県特別支援学校長会	会長	第3部会
鈴木 紀代子	愛知県立長久手高等学校	教諭	
瀧村 めぐみ(第1回) 高橋 裕次(第2~4回)	愛知県公立高等学校PTA連 合会	会長	
土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化 共生リソースセンター東海	代表理事	第3部会
中島 博明	愛知県町村教育長協議会	会長	
中西 義裕	愛知県専修学校各種学校連合 会	副会長	
中野 靖彦	愛知淑徳大学	文学部教育学科 教授	副座長 第1部会長
人見 明宏	愛知県立大学	教育支援センター長 外国語学部ヨーロッパ学科 ドイツ語圏専攻 教授	
吉田 とき枝	愛知県国公立幼稚園・こども 園長会	会長	

(敬称略 五十音順 21名)

2 県政世論調査（概要）

調査対象 愛知県内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人

回答者数 1,443 人（回収率 48.1%）

調査期間 平成 26 年 11 月 1 日から 11 月 20 日まで

子どもを教育していく中での家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点となりますが、近年、家庭の教育力が低下していると言われています。子どもを教育していく中で、家庭の役割としてどのようなことが重要であると思いますか。（回答は 2 つまで）

- ・親が責任を持ってしつけを行うこと 55.6%
- ・家庭で団らんの時間を作ること 45.9%
- ・子どもに規則的な生活習慣を身に付けさせること 44.8%
- ・手伝いをさせて家庭での子どもの役割を自覚させること 25.2%
- ・家族で一緒に趣味やスポーツをすること 11.0%
- ・その他 4.9% ・わからない 1.5% 無回答 3.8%

子どもを教育していく中での地域社会の役割

子どもの教育には地域社会の役割が欠かせません。地域ではどのような取組が重要であると思いますか。（回答は 2 つまで）

- ・地域の住民どうしが、気軽にあいさつや会話をすること 67.3%
- ・大人や子どもが交流できる機会を増やすこと 32.4%
- ・地域の子どもの、地域の大人が働く姿を見せることや、職場の見学や体験ができる機会を与えること 31.6%
- ・地域の住民が、お祭りなど地域の行事に参加すること 23.4%
- ・地域の住民が、地域のボランティア活動に参加すること 10.6%
- ・その他 2.9% ・わからない 3.3% ・無回答 4.0%

学校に望むこと

これからの学校に特に望むことは何ですか。（回答は 2 つまで）

- ・いじめや不登校のないこと 55.3%
- ・魅力ある授業や分かりやすい授業を行うこと 53.1%
- ・社会に役立つ人材を育てること 26.3%
- ・国際社会に通用する外国語を身に付ける教育を充実すること 16.8%
- ・家庭や地域の意見が反映されること 8.2%
- ・文化やスポーツなどで特色のあること 7.2%
- ・その他 10.5% ・わからない 2.5% ・無回答 3.7%

子どもの将来のため、県が力を入れるべき教育分野

子どもの将来のために、愛知県は、どのような教育分野に力を入れていくべきだと思いますか。(回答は2つまで)

- ・ 道徳教育 54.5%
- ・ 学力の育成 28.1%
- ・ キャリア教育 27.4%
- ・ 国際教育 20.7%
- ・ 環境教育 13.0%
- ・ 産業教育 12.8%
- ・ 特別支援教育 8.2%
- ・ 文化芸術教育 5.0%
- ・ 情報教育 4.7%
- ・ その他 4.2%
- ・ わからない 3.7%
- ・ 無回答 3.7%

授業以外で教員が優先すべき業務

国際的な調査で、日本の教員は世界で一番多忙であるとの結果が示されるなど、「教員の多忙化」により教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できないことが課題となっています。授業以外で教員が行っている次の業務のうち優先すべき業務は何だと思いますか。(回答は3つまで)

- ・ 礼儀やマナー等のしつけに関する指導 40.6%
- ・ 教員自らの資質・能力向上のための研修・研究 33.9%
- ・ 基本的な生活習慣を確立するための指導 33.8%
- ・ 児童生徒の安全確保に関する指導(登下校の指導や学校内での安全) 23.4%
- ・ 休み時間や放課後に子どもと遊んだり、一緒に過ごしたりすること 21.9%
- ・ 進路に応じた課外授業や補習、個別指導など 19.5%
- ・ 部活動やクラブ活動に関する指導 18.6%
- ・ 保護者との連絡や、保護者会、保護者面接、家庭訪問など 17.1%
- ・ 学校行事(運動会、遠足、文化祭など)に関する指導 11.7%
- ・ 地域行事への参加等の地域との連携に関する業務 7.3%
- ・ 児童会・生徒会や、委員会・係等の活動に関する指導 3.7%
- ・ その他 4.7%
- ・ わからない 4.0%
- ・ 無回答 3.8%

新しい教育委員会制度における「大綱」に望むこと

平成27年4月より開始される新しい教育委員会制度では、首長(県知事及び市町村長)が教育に関する「大綱」を策定するとされていますが、首長が策定する「大綱」に位置づけることとして望むことは何ですか。(回答は2つまで)

- ・ 子どもの道徳教育・社会教育の充実 58.7%
- ・ いじめ・不登校等の解消 50.0%
- ・ 子どもの学力の向上 24.4%
- ・ 子どものキャリア教育の充実 12.8%
- ・ 生涯学習の振興 9.4%
- ・ 最新の校舎やICT機器の整備等の教育環境の充実 7.3%
- ・ その他 4.8%
- ・ わからない 4.7%
- ・ 無回答 4.4%

3 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念(第一条 第四条)

第二章 教育の実施に関する基本(第五条 第十五条)

第三章 教育行政(第十六条・第十七条)

第四章 法令の制定(第十八条)

附則

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別され

ない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体にお

ける教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。